

INFO BOX F

—富士市多言語生活情報— 中国語版

『INFO BOX F』是給生活在富士市的外國市民方便利用的信息
資料箱





地震_____ 1

如果有了震感! _____ 1

●防备东海地震 _____ 1

每家每户的防灾对策 _____ 1

●防灾的关键在于平时的准备 _____ 1

●地震 8 项需知 _____ 3

●参加自主防灾组织 — 团结一致!! _____ 4

●防灾无线广播 _____ 4

●紧急地震速报 _____ 4

●需要与某个人联系的时候 _____ 5

●负伤时 _____ 5



_____ 6

●倒垃圾的基本规则 _____ 6

●可燃性垃圾（每周 2 次） _____ 7

●塑料容器包装（每周 1 次） _____ 7

●填土垃圾等（每月 1 次） _____ 8

●瓶子类（每月 1 次） _____ 9

●塑料瓶罐（每月 1 次） _____ 9

●空罐・金属类（每月 1 次） _____ 9

●衣类・被子类（每月 1 次） _____ 10

●废纸类（每月 1 次） _____ 11

●修剪的树枝（每周 1 次） _____ 11

●不收集的垃圾 _____ 12

●企业活动中产生的垃圾（从公司・工厂・商店・医院・餐厅出来的垃圾） _____ 13

●大量垃圾（在搬家・大扫除时产生的垃圾） _____ 13

●不给予处理的垃圾（危险物品・有害物品・难处理物品） _____ 14



教育_____ 15

●日本的教育制度 _____ 15

●小学・中学（初中） _____ 16

◆费用 _____ 16

◆有关于 PTA _____ 16

●国际教室 _____ 16

●幼儿园・保育园・认定托儿所・地域型保育事业等。 _____ 17

◆幼儿园	17
◆保育园	17
◆认定托儿所	18
◆地域型保育事业	18
●高中	18
●大学・短大（短期大学）	19
 自治会	20
●什么是自治会（町内会）？	20
●町内会（区）与组・班	20
●町内会・区的活动	20
●町内会・区费	21
 居留手续	22
 福 利	23
残疾人福利	23
●身体障碍手册（残疾人手册）	23
◆身体障害手册	23
◆疗育手册	23
◆精神障碍者保健福利手册。	23
●疑难病症患者	23
●福利服务	23
辅助・补贴以及优惠等制度（主要内容）	24
●辅助・补助・津贴制度	24
●优惠・减免制度	24
儿童福利	25
●儿童医疗费援助制度	25
●儿童津贴	25
●单亲家庭等医疗费扶助制度	26
●单亲等家庭的儿童抚养津贴	26
●家庭支援中心	27
●课后儿童俱乐部	27
高龄者福利	27
●富士市内的区域支援中心（地域包括支援中心）	27
●独居者以及只有高龄者家庭的服务	28

●帮助需要援助的高龄者	29
■咨询	29
富士市政府 介護保険課 認定负责人	29
电话 0545-55-2765	29
其他福利	29
●护理保险制度	29
●生活保护 基准	30
●家庭暴力(DV)	30
●生活贫困者自立支援制度	31
●ユニバーサル就労	31
 医疗与健康	32
公立医院	32
●富士市立中央医院	32
◆初诊病人（日语称“新患”）	33
●共立蒲原综合病院	34
◆初诊患者	34
私立医院及诊医所	35
●星期日・节假日・夜晚等患病或负伤の場合	35
◆富士市急救医疗中心（内科・儿科・外科）	35
◆富士市牙科医师会馆（牙科）	35
健康	36
●成人保健	36
◆市民健康咨询	36
◆市民营养咨询	36
◆癌症的预防（收费）	36
◆高龄者的预防接种	36
●母子健康	37
◆发放母子健康手册	37
◆婴儿的家访	37
◆婴儿健康检查	37
◆母（父）子交谈（要预约）	38
◆治疗不孕症的补助	38
●婴儿出生后的手续	39
●生育补助金（生产育儿一时金）的申报	39
健康保险	40

●工作单位加入保险（社会保险）	40
●国民健康保险（国保）	41
◆国民健康保险（国保）加入条件	41
◆加入国民健康保险（国保）时，必须携带	41
◆退出国民健康保险（国保）时，必须携带	41
●在医院	41
●有关保险税	42
●特定健康诊查・特定保健指导	42



国民年金	44
------	----

●加入手续	44
◆保险费	44
◆无法交纳保险费时	44
●支付	45
◆老龄基础年金	45
◆残疾基础年金	45
◆遗属基础年金	45
●外国人回国时	45



住房与生活	46
-------	----

住房	46
----	----

●公营住宅	46
●市营住宅	46
●县营住宅	48
●不动产店（房地产公司）	48

生活	49
----	----

●电气・煤气・自来水	49
●关于上水道（自来水）	50
●关于下水道（废水）	50
◆发生以下情况时请及时报告	50
◆关于自来水费・下水道使用费	50

住民票	51
-----	----

◆对象者	51
◆申请场所及日期	51
◆可以申请者	52
◆交付申请的其他方法	53

印章登录	53
●关于印章登录	53
印章登录证明书	56
关于个人编号卡	57
各种登记	60
●搬迁	61
●出生登记	61
●结婚登记	61
●死亡登记	61
宠 物	62
●饲养狗的人，开始饲养狗的人	62
●猫	63
●宠物全体	64
●给宠物做好防灾准备	64
●因各种原因而不能饲养时，请为它寻找新的主人。	64
规章条例	65
●禁止乱仍垃圾	65
●禁止宠物粪便放置不管的行为	65
●文明吸烟	65
●对不遵守规定者	65



税 金	66
-----	----

国税	66
●所得税以及复兴特别所得税	66
●消费税及地方消费税	67
地方税	67
●住民税	67
●汽车税（排气量超过 660cc 的四轮汽车）	68
●轻量汽车税（摩托车以及排气量 660cc 以下的四轮汽车等）	68
●地方税的缴纳地点	69
●帐号间转帐（自动缴纳）	70
●纳税咨询	70



紧急时（消防・急救）	71
------------	----

消防	71
●如发生了火灾，发现后，打 119	71

●从平时就要注意	71
●如果发生了火灾	71
●火灾报警时不要慌张，清晰明了地说明	71
家用火灾警报器	72
●发出警报声之后	73
●检修方法	73
急救	74
●呼叫救护车	74



地震

如果有了震感！

●防备东海地震

在富士市，设想南海 DORAFU 地震，震度为从 6 弱到 6 强，剧烈持续摇晃时间长达 4 分钟。

我们无法阻止地震发生，但能将受灾程度降到最低。

大家也从平时开始为地震做好充分准备，对家具，家电的进行固定。储备食物，水，便携式便器等措施。

每家每户的防灾对策

●防灾的关键在于平时的准备

1. 进行房屋的抗震检查及耐震补强
 - ◆1981 年 5 月以前建造的木结构房屋遇到大地震时会有倒塌的可能性。
请检查自己家房屋的抗震性。富士市为市民提供由专家进行的免费抗震检查服务。
 - ◆如通过抗震检查被判断房屋需要加固施工，对于制作加固施工设计书以及进行抗震加固施工时所需费用的一部分，富士市将给予补助。
 - ※以上木造房屋耐震诊断等相关询问：富士市役所 建筑土地对策课 电话：0545- 55-2791
2. 固定家具以免翻倒或掉落
阪神・淡路大地震以及之后其他的大地震时，很多人由于家具的翻倒等原因受伤了。
家具必须要固定。此外，卧室里尽量不放沉重的家具等，请认真考虑家具的布置。
3. 平时要小心以免失火
 - ◆使用带有对震自动灭火装置的煤油炉子
 - ◆煤油或食油等请放在离火源远的地方保管
 - ◆准备灭火器和灭火用的水
4. 加固或更换门柱以及用水泥预制板修建的墙壁

地震

ぐらっときたら！

●地震災害に備えて

富士市は、南海トラフ巨大地震によって、震度 6 弱から震度 6 強のとても強い揺れが最大で 4 分間続くと想定されています。

私たちは、地震を防ぐことはできませんが、被害を少なくすることはできます。

皆さんも、日ごろから一人一人が地震に備え、家具や家電の固定、食べ物、水、携帯トイレを多めに家に置いておくなどの準備をお願いします。

我が家の防災対策

●防災はふだんの備えから

1. 家の耐震診断＜地震の揺れに強い確認＞・耐震補強＜揺れに強くする工事＞をする
 - ◆1981 年 5 月以前の木造住宅は地震により倒れる恐れがあります。自宅の耐震性を確認しましょう。市では専門家による耐震診断を無料で行っています。
 - ◆耐震診断の結果、耐震補強が必要になった場合は補強計画の作成や耐震補強工事にかかる費用の一部について補助を受けることができます。
 - ※上記、木造住宅の耐震診断等に関わるお問い合わせについては、
富士市役所 建築土地対策課 電話 0545- 55-2791 まで
2. 家具を固定し、倒れない・落ちないようにする
阪神・淡路大震災やその後の大きな地震でも、多くの人が

5. 准备食品，饮料水，便携式厕所，和紧急携带物品

が、家具が倒れてケガをしています。家具は必ず固定しましょう。寝る部屋に重い家具を置かないなど、家具を置く場所にも気を配りましょう。

3. 火災を出さないようにふだんの注意が大切

◆石油ストーブなどは対震自動消火装置つきが良い。

◆灯油、食用油などは火元から離して保管。

◆消火器や消火用水の準備をしておく。

4. 門柱、ブロック塀の補強や取り替えをする

5. 食料、飲料水、携帯トイレ、非常持出品を準備しておく

随时都可能发生地震、请准备下图中的紧急携带物品。

いつ地震が発生しても良いように、以下の非常持出品を用意しておきましょう。

緊急携帯物品清单／ 非常持ち出し品一覧



※请积极参加防灾演习以便熟练防灾器材的使用方法。

※防災訓練には積極的に参加し、防災器具などの使い方になれておきましょう。

非常持出品：緊急携帯物品 点検しましょう：请检查一下

睡袋 寝袋	毯子 毛布	内衣等衣服 下着類	毛巾 タオル	香皂 せっけん
手套 手ぶくろ	安全帽 ヘルメット	绳子 ロープ	急救药品 救急薬品	卫生纸 ちり紙
全家人三天的食品 家族3日分の食糧	饮料水 飲料水	蜡烛 ローソク	收音机 トランジスタラジオ	罐头食品 缶づめ
奶粉 ミルク	存折 貯金通帳	现金（零钱） 現金(小銭)	手电筒 懐中電灯	火柴 マッチ
小刀 罐头起子 ナイフ・缶切り	图章 印かん			

●地震8项需知

1. 首先要保持镇静，确保人身安全
2. 注意山体滑坡与海啸
※居住低洼地区，低于海啸推测高度的居民，以及居住在靠近海边的居民，应到海啸水位以外避难。
3. 如遇起火迅速灭火。
4. 远离狭窄甬道、墙根、悬崖以及河岸
※走在外面时要戴安全帽或帽子，上面有可能掉下碎玻璃片来。
5. 走路去避难，
※避难时不使用汽车以免急救车或救火车等紧急车辆的通行遇到障碍。
6. 互相协助，共同进行抢救和应急处置
※困难时期更需要人们之间的相互帮助。在进行灭火，抢救，防范，炊事活动时，大家的团结将会凝聚成一股很强大的力量。请大家积极参加自主防灾组织的活动。
7. 搜集正确信息
※注意电视台以及收音机的新闻，听清防灾无线广播以获得正确的信息。不要被谣言所迷惑。
8. 遵守规则，注意健康管理
※在避难所里有困难时，请与市政府职员，自主防灾组织或设施职员商量。

●地震的心得8条

1. まず落ち着いて身の安全を守る
2. がけ崩れ、津波に注意
※津波浸水想定区域にお住まいの方や、海に近く津波が心配な人は、津波浸水想定区域外に避難をしましょう。
3. 火が出たら初期消火
4. 狭い道、塀、がけ、川に近寄らない
※外を歩く時はヘルメットや帽子をかぶりましょう。ガラスの破片などが落ちてくるかもしれません。
5. 避難は歩いてする
※救急車や消防車などの緊急車両の通行に支障が出るので、避難に車は使わないようにしましょう。
6. 協力し合って救出・救助・急救
※大変な時こそお互い助け合いましょう。消火、救助、防犯、炊き出しなど、助け合えば大きな力になります。自主防災会の活動にも参加しましょう。
7. 正しい情報を入手する
※テレビやラジオのニュース、同報無線を聞いて正し

い情報を得ましょう。

デマやうわさに惑わされな

いように注意しましょう。

8. ルールを守り、健康管理に 注意

※避難所で困ったときは、
市の職員や自主防災会、施
設の職員等に相談しまし
ょう。

●参加自主防災組織 — 团结一致!!

一旦发生了大地震，一个人的力量是有限的，但是街坊邻居团结起来也会形成一股很强的力量。为此，各个町内会都设立了自主防灾组织。请平时积极参加自主防灾组织的活动，并通过多次的训练，熟练给自己分担的工作以便紧急时能够发挥作用。

●防災無線广播

为了防备地震、海啸等灾害，设置了播放广播的室外扩音器。这些扩音器平时用来报时并播放市政府的通知《有声消息》。在发生地震或有人失踪等时，临时播放。
当发出「紧急地震速报」通告时，请迅速采取自我保护行动。

●緊急地震速報

地震到来的几秒钟前发布，请迅速撤离危险场所，确保周围的安全。
广播文，「【警报音】地震。地震。请警戒强烈的地震摇晃。」
如果，震源比较近，有可能来不及广播。

●自主防災会で協力しあいま しょう!!

大地震が起きたときには、個人の力では限度があります。しかし、隣近所の人々が協力すれば大きな力となります。各町内会には、そのための組織として自主防災会があります。

この自主防災会の活動に積極的に参加し、普段からあらかじめ決められた役割分担に従い、訓練を重ね、緊急時の行動を体で覚えておきましょう。

●同報無線放送

地震や津波などの災害に備えて、屋外広報スピーカーを設置しています。普段は時報や市役所からのお知らせを放送しています。また、地震や行方不明などの場合は臨時に放送します。

緊急地震速報が流れた時は、すばやく身を守る行動をとってください。

●緊急地震速報

地震が来る数秒前に放送されますので、直ちに危険な場所から離れて、身の安全を守ってください。

放送文「【アラーム音】 じしんです。 じしんです。 つよいゆれにけいかいしてください。」

なお、震源が近い場合には、放送が間に合わないことがあります。

●需要与某个人联系的时候

发生灾害时，容易造成电话线路拥挤，出现家里固定电话和手机打不通等情况。

应该尽量使用“灾害留言拨号”，《171》服务以及“灾害留言板服务”。

灾害时使用设置在避难所的电话或公用电话等优先电话，邮件，因特网等的通信服务比较容易接通。

●负伤时

- 指定 16 所（中学校区单位）医疗救护处预定设置地点。依照地域的灾害发生负伤人数等受害状况，必要时开设救护所。医生和护士在救护处进行急救措施。
- 重伤时，先在救护处进行急救措施，然后送到市立中央医院等救护医院。
- 轻伤时，请在自己家或自主防灾组织的救护班进行急救措施。

●連絡を取りたいときは

家庭用電話や携帯電話は回線が込み合うと電話が繋がりにくくなります。

災害伝言ダイヤル「171」サービスや災害伝言板サービスを活用しましょう。

災害時には優先電話(避難所の電話や公衆電話)やメール、インターネットなどの通信サービスの方が繋がりがやすくなります。

●ケガをしたときは

- 医療救護所の開設予定場所として 16 ヶ所（中学校区単位）を指定しており、地域の被害状況、負傷者の発生状況などを考えて、必要な時に開設します。救護所では医師や看護師等が応急手当を行います。
- ケガがひどい場合は、救護所で応急手当をして市立中央病院などの救護病院へ搬送します。
- ケガが軽い場合は、家庭や自主防災会の救護班などによる手当で対応してください。



垃圾

为了创造环境优美的城市，请协助遵守以下事项

●倒垃圾的基本规则

1. 请于规定的日期，将规定的垃圾放在规定的收集地点。
2. 请在早上 8 点 30 分之前倒完垃圾。
3. 请不要在指定以外的收集地点倒垃圾。
4. 不能倒企事业单位的工业垃圾。

垃圾的收集日以及收集地点因街道（町内会）的不同而不同。
请向房东，房地产公司，邻居询问。

具体情况请参考《垃圾分类方法・收集方法》的日历。

在市役所废弃物对策课，或者最近的まちづくりセンター（公民館）有关于丢垃圾的记事表，请大家使用。

另外，在废弃物对策课，发放已翻译成葡萄牙语，西班牙语，英语，韩国语，中国语，泰国语，越南语，印度尼西亚语。

●请积极使用垃圾分类 APP，通过 APP 可以查询倒垃圾的日期，如何将垃圾分类等。

多语种：葡萄牙语，西班牙语，中文，英语，韩语，越南语，泰国语，印度尼西亚语

记事表中有介绍倒各种垃圾方法的注意事项。

ごみ

住みよいきれいなまちをつくるため、次のことにご協力ください。

●ごみ出しの約束

1. 決められた物を決められた日に決められた集積所（ごみを出す所）に出してください。
2. 朝 8 時 30 分までに出してください。
3. 決められた集積所以外の集積所に出さないでください。
4. 仕事で出たごみは出さないでください。

ごみを出す日、出す集積所は 町内会ごとに決まっています。

大家さん、不動産会社、または近所の人に聞いてください。

詳しくは「ごみの分け方、出し方」カレンダーを見てください。

カレンダーは、市役所の廃棄物対策課と、お近くのまちづくりセンターにあります。
また、ポルトガル語、スペイン語、英語、韓国語、中国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語に翻訳したごみカレンダーを市役所の廃棄物対策課で渡しています。

●ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をご利用ください。
ごみを出す日や、ごみの捨て方を調べることができるアプリです。

ポルトガル語、スペイン語、中国語、英語、韓国語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語に対応しています。

ここでは、それぞれのごみの出し方の注意することをご案

●可燃性垃圾（每周 2 次）

厨房含水分垃圾、肮脏的纸、味儿强烈的纸、脏的塑料袋、没有容器包装材质识别的塑料制品、CD、DVD、小型家具、地毯、等。

<注意事项>

- 请使用专用的可燃物垃圾袋，放到指定回收地点
- 倒含有水分的垃圾时，请把水分空干
- 倒竹签等带有尖头的垃圾时，请用纸将其裹住再倒
- 将旧纸，纸箱作为旧纸类日，放到指定回收地点
- 数量多的时候，请直接送到新环境清洁中心（新環境クリーンセンター）
- 如果垃圾袋里装不下的地毯，梯毯等，可以剪开后（50-60 公分长短倒出。）
- 只有用海绵制做的床垫可以倒（弹簧床垫分类为填土垃圾）

●塑料容器包装（每周 1 次）

装商品的「容器」或包装商品用的「包装」等，是由塑料或塑料袋制成的。塑料容器包装材质标志是一种记号 .

<注意事项>

- 请放入资源物专用袋里，丢出。
- 请将比较脏・没有容器包装材质识别的东西作为可燃垃圾丢出。

内しています。

●燃えるごみ（週 2 回）

台所の 生ごみ、汚れた 紙や においの 強い 紙、汚れた ビニール、プラマーク

 の ない プラスチック、CD・DVD、小型家具、じゅうたんなど。

注意すること

- ・燃えるごみの 専用の 袋 を 使って 出して ください。
- ・水分の ある もの は、よく 水分を 取って ください。
- ・竹串など 先の 鋭い もの は、紙に 包んで ください。
- ・古紙、ダンボールは、古紙類の日に出してください。
- ・量が多い ときは、自分で 新環境クリーンセンターに 持ち込んで ください。
- ・袋に 入らない じゅうたん、カーペットなどは 切って 出して ください。
(50~60cm くらいの 大きさに してください。)
- ・マットレスは スポンジ だけです。(スプリングマットレスは 埋立ごみです。)

●プラスチック製容器包装（週 1 回）

商品が入っていた「容器」や 商品を包んでいた「包装」で、プラスチック、ビニールでできているもの。

プラマーク  が目印です。

<注意すること>

- ・資源物の専用の袋に入れて 出して ください。
- ・汚れが 取れないもの、プラマークのついていないものは、燃えるごみに出してください。

●填土垃圾等（毎月1次）

- 粗大垃圾（木制的大型家具，沙发，床，衣柜，弹簧床垫等）
- 小型家电制品（电风扇，吸尘器，游戏机等）
- 填土（灯泡・刀子类・瓷器・玻璃・碎玻璃瓶・珐琅产品・滑雪板等）
- 荧光灯
- 干电池
- 喷枪，（请不用穿孔。装入无色透明的塑料袋子里倒出。）
用过的打火机，（装入无色透明的塑料袋子里倒出。）

<注意事项>

在垃圾收集场所里，请分为粗大，小型家电制品，填拓，
荧光灯，干电池，喷雾罐，一次性打火机的7种分类后，
分别放入

- 破碎物，请务必用报纸等包起来并注明垃圾的内容，放入无色透明的袋子丢弃。
- 请将废电池放进的收集场所红色桶内（请不要装进塑料袋）
- 电脑请预约后，再拿到新环境清洁中心（新環境クリーンセンター），免费回收。（集積場所不回收）

<品项>

电脑本体、液晶荧幕、显像管（CRT）荧幕。

- 至于某类自己无法判断的垃圾，请向新环境清洁中心（新環境クリーンセンター）的收集部门询问（电话：35-0081）

另外一个回收方法 给回收废品公司リネットジャパンリサイクル株式会社打电话，预约来家里取。

联系电话：リネットジャパンリサイクル株式会社

电话：0570-085-800

网址：<https://www.renet.jp/>

●埋立ごみなど（月1回）

粗大ごみ（木でできた 大きい 家具、ソファ、ベッド、タンス、スプリング マットレスなど）
小型家電製品（扇風機、掃除機、ゲーム機 など）
埋立（電球、刃物、せともの、ガラス、割れびん、ホーロー製品、スキー板 など）
蛍光管
乾電池
スプレー缶（中を空にし、穴をあけずに 無色透明の袋にいれて出してください。）
使い捨てライター（無色透明の袋にいれて出してください。）

注意すること

- 集積所に 粗大ごみ、小型家電製品、埋立、蛍光管、乾電池、スプレー缶、使い捨てライターの7つに 分けて ください。
- 割れているものは、必ず新聞紙などに 包んで中身を書いて、無色透明な袋に入れて 出してください。
- 乾電池は集積所に 置かれた 赤い 缶に入れて ください。（袋から 出してください。）
- パソコンは予約をして新環境クリーンセンターへ持ち込んでください。無料で引き取ります。（集積所には 出せません。）
対象：パソコン本体、液晶ディスプレイ、ブラウン管（CRT）ディスプレイ
・分からないものは 新環境クリーンセンターの 収集担当（電話 0545-35-0081）へ 質問してください。
・リネットジャパンリサイクル株式会社に回収を依頼して、自宅まで引き取りに来てもらう方法もあります。

申し込み先：リネットジャパン
リサイクル株式会社
電話：0570-085-800
URL：
<https://www.renet.jp/>

●瓶子类（毎月1次）

<注意事項>

- 在专用箱子中倒着平放并最高放到箱子8成高
- 倒瓶子之前，请先将其洗干净并空干
- 请将弄碎的瓶子当作填土垃圾
- 金属制的瓶盖请放入罐・金属类里，塑料制的瓶盖请放入塑料制品容器包装里丢出。
- 晶体玻璃产品・乳白色的瓶子・玻璃板・荧光灯・瓷器作为填土垃圾

●塑料瓶罐（毎月1次）

<注意事項>

- 取下盖儿，将其洗干净并空干。（盖子为塑料制品容器包装）
- 用脚轻轻踩扁，放入回收网袋。
- 主要是在饮料物品上贴有的PET 1 的标记  是一种标识。
- 撕下包装上的商品标签纸，以塑料制品容器包装丢弃

●空罐・金属类（毎月1次）

空罐放入资源物专用袋里倒出（饮料罐・罐头罐・喷雾罐・金属制的瓶盖・4L 以下的罐）。

金属类不用放入袋子里直接倒出（锅・壶・微波炉・煤气灶・烤面包器・缝纫机・铁丝衣架・自行车・白铁皮等）

<注意事項>

- 请把罐里面洗净，装入资源物专用袋。
- 不用压扁空罐以便于收集后的工作
- 喷雾式的罐子，要先将里面液体用完，不用穿孔，装入无色

●びん類（月1回）

<注意すること>

- コンテナに横に並べて80%くらいまで入れてください。
- びんは中身を必ず空にして洗ってください。
- 割れたびんは埋立ごみに出してください。
- 金属製のキャップは 缶、金属類、プラスチックキャップはプラスチック製容器包装へ出してください。
- クリスタルガラス製品、乳白色のびん、板ガラス、蛍光管、せともものは埋立ごみへ出してください。

●ペットボトル（月1回）

<注意すること>

- キャップをはずし、中を洗ってよく水分を取ってください。（キャップはプラスチック製容器包装へ出してください。）
- 軽く踏みつぶしてから回収ネットへ入れてください。
- 主に飲み物についているペット1マーク  が目印です。
- ラベルははずして、プラスチック製容器包装へ出してください。

●かん、金属類（月1回）

かんは、資源物の専用の袋に入れて出してください。（飲み物のかん、缶詰のかん）、金属製のキャップ、4Lより小さいかん）

金属類は、袋に入れないでそのまま出してください。

（なべ、やかん、電子レンジ、ガスレンジ、トースター、ミシン、針金ハンガー、自転車、スチールトタン な

透明的塑料袋子里请在填土等垃圾日倒出

- 空罐和金属类请分开倒出。
- 所谓金属垃圾是指，产品的材料 80%以上是用金属制作的
- 倒钉子或其他小块金属时，请装入小罐子，写明内容并防止外漏。
- 请将珐琅产品当作填土垃圾
煤油炉等时，必须先清除干净里面的燃料

●衣类・被子类（毎月1次）

衣服类，鞋，小物品请放入资源回收物专用袋里倒出（T恤、抓毛绒、裤子等衣服，毛巾等布类、鞋类、皮包、皮带等皮革品）。

被子、毛毯请用绳子捆绑好丢弃。

<注意事项>

- 请清洗晒干后丢弃。
- 请将衣类、布类、鞋类、皮包和皮带等小物品分类丢弃。
- 鞋类限于一双齐全。不是一双的、坏的、请在可燃垃圾日倒出。
- 凉鞋、皮靴不回收。请在可燃垃圾日倒出。
- 雨天时被子、毛毯请不要丢弃。
- 非常脏污的东西、枕头、坐垫、靠垫抱枕、地毯请作为可燃垃圾丢弃。

ど)

注意すること

- かんは、中を洗って資源物の専用の袋に入れてください。
- かんは、つぶさないで出してください。
- スプレー缶は、中を空にし、穴をあけずに無色透明の袋にいれて、「埋立等」の日に出示してください。
- かんと金属類は分けて出してください。
- 金属類の基準は素材の80%以上が金属で作られているものです。
- 釘や小さな金属は、小さなかんなどにに入れて中身を書いて、こぼれないようにして出してください。
- ホーロー製品は、埋立ごみに出してください。
- 石油ストーブなどは、灯油を必ず抜いてください。

●衣類、ふとん類（月1回）

衣類や靴、小物類は、資源物の専用の袋に入れて出してください。（Tシャツ、フリース、ズボンなどの衣服、タオルなどの布類、靴類、かばん、ベルトなどの革製品）

ふとん、毛布はひもでしばって出してください。

<注意すること>

- 洗って乾かしたものを出示してください。
- 「衣類と布類」、「靴類」、「バッグやベルトなどの小物類」に分けて出してください。
- 靴類は左右がそろっているものだけです。そろっていないものや壊れたものは燃えるごみに出してください。
- サンドル、ブーツは収集できません。燃えるごみに出してください。
- 雨の日はふとん、毛布を出さないでください。
- ひどく汚れているもの、枕、座布団、クッション類、じゅ

うたんは燃えるごみに出してください。

●废纸类（毎月1次）

报纸、杂志、硬纸板、饮料用纸盒类（里面是白色的）、其他纸类

<注意事项>

- 报纸、杂志、瓦楞纸板、饮料用纸盒类，按照种类分类后，请用纸绳子系好。
- 报纸类中包括夹在报纸里的广告传单
- 杂志类中包括图书・单行本
- 硬纸板，请打开后捆在一起
- 饮料用的纸盒，请将其洗干净后打开并晾干
- 回收纸盒、纸袋、信封、明信片、包装纸、图画纸、纸杯子等其他纸类时，请任选（装进纸袋、叠起来捆上、用包装纸包上或放入资源回收专用袋）其中一种方法
- 回收日是雨天也照例进行回收
- 请使用纸绳捆绑

●修剪的树枝（每周1次）

<注意事项>

- 每星期三，在可燃性垃圾的收集地点回收。
- 需要事先申请。必须在星期二之前新环境清洁中心（新環境クリーンセンター）申请。
电话：0545-35-0081
受理时间：星期一～星期五（节假日也可以申请）8：30～17：00
- 请将树枝切成大约10公分粗，50公分长，然后捆绑。
- 草、落叶、竹子以及带有毒性成分的树木不能作为再利用垃圾回收。按可燃垃圾放在收集地点。

●古紙類（月1回）

新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック類（内側が白いもの）、その他の紙

<注意すること>

- 新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パックは、種類ごとに分けて紙ひもでしばってください。
- 新聞と一緒に入っているチラシは新聞と同じです。
- 厚い本やマンガは雑誌と同じです。
- ダンボールは開いてから束ねてください。
- 飲料用紙パックは洗って開き、乾かしてください。
- その他の紙は、紙箱、紙袋、紙封筒、葉書、包装紙、画用紙、紙コップなどです。紙袋に入れる、重ねてしばる、包装紙等で包む、資源物の専用の袋に入れる、のいずれかの方法で出してください。
- 収集日が雨でも収集を行います。
 - しばるひもは紙ひもを使ってください。

●剪定枝（週1回）

庭木を剪定した枝です。

注意すること

- 毎週水曜日に燃えるごみの集積所で収集します。
- 予約が必要です。火曜日までに必ず新環境クリーンセンターへ申し込んでください。
- 新環境クリーンセンター
電話 0545-35-0081
受付時間 月曜日から金曜日（祝日も可）8時30分～17時
- 枝の太さは直径10cm、長さ50cm程度までに切り、しばってまとめてください。

●不収集の垃圾

家電再利用法范围的产品（电视・冰箱・冷冻机・洗衣机・空调・衣服干燥机）

<注意事项>

- 富士市不回收家电回收法中的家电。
 - 不能送到环境清洁中心（新環境クリーンセンター）。请按下面的几种方法处理。
- ① 事先到邮局支付回收费用，之后自行送到篠原产业株式会社。
（株）篠原产业 富士市中里 2608-43 电话：0545-32-2160（要事前联系）
 - ② 委托リネットジャパンリサイクル(株)进行上门回收时候，上门取件时，支付回收费用和搬运费。
回收公司：リネットジャパンリサイクル(株)
联系：0570-056-006
网址：https://www.sg-renet.jp/
 - ③ 买家电时，向家电贩卖处申请代理回收，支付搬运费和回收费。
-

- 草、落ち葉、竹、 毒性のある木は リサイクル できません。燃えるごみに 出してください。

●収集しないごみ

家電リサイクル法の 対象品（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機）

注意すること

- 家電リサイクル法の 対象品は 市では 収集しません。
- 新環境クリーンセンターへの持ち込みは できません。次の いずれかの 方法で 処分してください。

- ④ 事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、(株)篠原産業へ自分で持ち込む~~(株)篠原産業へ自分で持ち込み、リサイクル料金を支払う。~~
(株)篠原産業 住所：富士市中里 2608-43 電話：0545-32-2160（要事前連絡）

- ② リネットジャパンリサイクル(株)に回収を依頼する。
家まで宅配便が取りに来るので、リサイクル料金と運搬 費用を支払う。~~収集運搬業者に家まで取りに来てもらい、リサイクル料金と運搬料金を支払う。相談先：富士市一般廃棄物協同組合（電話 0545-72-5353）※収集運搬事業者によっては、事前に郵便局でリサイクル料金を支払う必要があります。~~

申込先:リネットジャパン
リサイクル(株)

電話：0570-056-006

URL : https://www.sg-renet.jp/

- ③家電の 買い替えるときに、家電量販店に 処分を 依頼し、リサイクル料金と 運搬料金を 支払う。

●企业活动中产生的垃圾（从公司・工厂・商店・医院・餐厅出来的垃圾）

企业活动中产生的垃圾市里不回收。请按下面的几种方法处理。

- 企业活动中的产业废弃物，或是自己送到新环境清洁中心（新環境クリーンセンター）或是向富士市一般废弃物协同组合（电话：0545-72-5353）申请处理。两者都需要缴费。
- 产业废弃物（塑料制品等），市内不处理。向静岡県产业废弃物协会咨询。（电话：054-255-8285）

●大量垃圾（在搬家・大扫除时产生的垃圾）

- 请事先与新环境清洁中心（新環境クリーンセンター）联系（电话：0545-35-0081）然后搬运去，或是向富士市一般废弃物协同组合（电话：0545-72-5353）申请处理。
新环境清洁中心（新環境クリーンセンター）的接纳时间（要预约）
周一～周五 8 点 30 分到 12 点 下午 1 点到 4 点
周六（要预约） 8 点 30 分到 11 点
搬运到新环境清洁中心（新環境クリーンセンター）的话需要预约。
市的网站「・システム」还有专用电话可以预约（电话 0545-30-6636）

●事業活動で 出た ごみ（会社、工場、商店、病院、飲食店などから 出る ごみ）

事業活動で 出た ごみは 市では 収集しません。次の方法で 処理してください。

- 事業系の一般廃棄物は、新環境クリーンセンターに自分で持ち込むか、富士市一般廃棄物協同組合（電話 0545-72-5353）に処理を申し込んでください。どちらも有料です。
- 産業廃棄物（プラスチックなど）は、市では処理しません。静岡県産業廃棄物協会（電話 054-255-8285）に相談してください。

●一度に 多くの 量が出た ごみ（引っ越し、大掃除などから 出る ごみ）

- 新環境クリーンセンター（電話 0545-35-0081）へ連絡してから自分で持ち込むか、富士市一般廃棄物協同組合（電話 0545-72-5353）に処理を申し込んでください。
- 新環境クリーンセンターの受付時間（要予約）
月～金曜日 8 時 30 分から 12 時まで／13 時から 16 時まで
土曜日（要予約）8 時 30 分から 11 時まで
- 新環境クリーンセンターにごみを持ち込む場合は予約が必要です。
市のウェブサイト「富士市公共施設案内・予約システム」または予約専用ダイヤル（電話 0545-30-6636）から予約できます。

●不给予处理的垃圾（危险物品・有害物品・难处理物品）

气瓶类・轮胎・废油・药品・汽车零部件・蓄电池

- 请委托商店・卖主回收
- 液化石油气瓶类的回收请委托煤气公司
- 不知道的物品请向新环境清洁中心（新環境クリーンセンター）

确认（电话 0545-35-0081）

●处理できないごみ（危険物、有害物、処理困難物）

ボンベ類、タイヤ、廃油、薬品、自動車部品、バッテリー

・販売店、買った店で引き取ってもらってください。

・ガスボンベ類はプロパンガスを扱うガス会社へ。

・分からないものは新環境クリーンセンターで確認してください。（電話 0545-35-0081）



教 育

教育

●日本の教育制度

学齡前为自由选择，小学 6 年和初中 3 年的时间为义务教育阶段。之后可继续在高中（3 年）以及大学（本科 4 年・短期大学 2 年）接受教育。

此外，有以初中毕业生或高中毕业生为招生对象的，教授专门技术，职业知识的专业学校及其各种各样的学校。

日本教育制度的概略如下图。

1. 婴儿～6 岁
 幼儿园、保育园
2. 7 岁～12 岁
 小学（6 年）义务教育
3. 13 岁～15 岁
 中学（初中）（3 年）义务教育
4. 16 岁～18 岁
 高校（高中）（3 年）或 16 岁～20 岁 高等专门学校（5 年）等
5. 19 岁～22 岁
 大学（4 年）或 19 岁～20 岁 短期大学（2 年）/专门学校（2 年）等

如上所示，截至 4 月 1 日，年龄从 6 岁到 14 岁的孩子必须上学。（日本的学校 4 月开学，第二年 3 月结束）

学校的办学类型如下：由国家办学的国立学校、由都道府县以及市町村办学的公立学校和由学校法人等办学的私立学校。

外国籍的小孩并没有在日本就学的义务，但是为了培养成人后所必需的社会性能力和基础学力，同时也为了加深与同一个年龄段的日本孩子之间的交流，去上学是有帮助的。

●日本の教育制度

小学校の入学前は選択制で、小学校 6 年間、中学校 3 年間が義務教育となっています。

その後、高校（3 年間）、大学（4 年間・短期大学 2 年間）で教育を受けることができます。

そのほかにも、中学校や高校の卒業生等を対象にして、専門の技術や、職業知識を教える専門学校や各種学校があります。簡単に説明すると以下のとおりです。

1. 6 歳まで
 幼稚園、保育園、認定こども園
2. 7～12 歳
 小学校（6 年）義務教育
3. 13～15 歳
 中学校（3 年）義務教育
4. 16～18 歳
 高校（3 年）または 16～20 歳 高等専門学校（5 年）など
5. 19～22 歳
 大学（4 年）または 19～20 歳 短期大学（2 年）または専門学校（2 年）など

この中で、4 月 1 日現在の年齢が 6 歳から 14 歳の子どもは必ず学校に通います（日本の学校の一年は 4 月に始まり、翌年の 3 月に終わります）。

また、学校の運営には、国が運営をする国立、都道府県や市町村が運営する公立、学校法人等が運営する私立があります。

外国籍の子どもは日本の学校に就学する義務はありませんが、大人になった時のために必要な社会性や基礎学力を身に付け、また、日本の同世代の子どもたちとの交流を深めるためにも、学校へ行くことが役に立つでしょう。

●小学・中学（初中）

小学・中学（即初中，下面称“中学”）的入学手续是，家长带着在留卡与孩子一同办理申请之后，您的孩子就可以进入您所居住地区的小学・中学了。

学务课备有小学・中学的入学说明书（葡萄牙语/西班牙语/菲律宾语/英语/中国语）。

有专为身心有障碍的孩子进行教育的学校、学级，如果您的孩子有这样的情况，请向有关部门咨询。

◆费用

上市立小学、市立中学的学费和课本是免费的。但是其它教材费、校外活动费、修学旅行费、学校营养餐费等费用由家长负担。

由于家庭经济上的原因，有困难交纳以上费用时，可以利用就学费援助制度，请与学校或教育委员会商量。

◆有关于 PTA

PTA 是由学生家长与教师在一起组织起来的团体。家长与教师同心协力，为了使学生在学校或地区健康成长，为了尽力改善学校的环境，PTA 进行各种各样的活动。是一种以学校为单位、有自主性的教育性团体。

■询问：

教育委员会 学校教育课（市役所 7 楼）
电话 0545-55-2869

●国际教室

在富士市内的小学，中学上学的外国儿童学生，如果申请的话，可以去吉原小学，富士见台小学，田子浦小学的国际教室上课。外国学生在国际教室学习日语以便尽早习惯日本学校及日常生活，也为了不忘掉自己的母语学习母语。

希望上国际教室时，请与您孩子入学的学校商量。

上课时间 工作日的下午（原则上小学生请家长接送。请采取能够保证上下学路上安全的措施。）

●小学校・中学校

小学校・中学校への入学は、保護者の方が子ども同伴で在留カードをもって申し込むことにより、住んでいる地区の小学校・中学校に入学できます。

小・中学校への入学案内（ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語・英語・中国語）は、学務課に用意してあります。

心身に障害があるお子さんについては、対象となる学校や学級がありますので、学務課の窓口にて相談してください。

◆費用について

市立小学校、中学校に通学する際、授業料や教科書の費用は無料です。

しかし、学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などの費用は、保護者が支払います。

経済的な理由で、これらの支払いに困るときは、就学費の援助制度がありますので、学校または学務課に相談してください。

◆PTAについて

児童生徒の父母と教師によって構成された団体で、父母と教師が協力し、地域や学校での児童生徒の健全な成長や、学校環境の向上等のためにいろいろな活動を行うことを目的とし、各学校単位に組織され自主的に運営される教育団体です。

■問い合わせ

教育委員会 学務課
電話：0545-55-2868

●国際教室

富士市内の小学校・中学校に入学した外国人児童生徒は、希望すれば吉原小学校、富士見台小学校、または田子浦小学校にある国際教室に通うことができます。

国際教室では、日本での学校生活や日常生活に慣れるため

■咨询:

教育委員会 学校教育課（市役所7楼）

电话 0545-55-2869

●幼儿园・保育园・认定托儿所・地域型保育事业等。

为学龄前的孩子准备的教育设施有幼儿园和保育园,认定托儿所,地域型保育事业等

◆幼儿园

幼儿园是以学龄前3岁至5岁的孩子为对象的教育设施。幼儿园的招生工作在前一年度进行,当名额招不满时,各所幼儿园都随时受理入园申请。申请方法是:由家长带着孩子直接前往所希望入园的幼儿园办理入园手续。

◆保育园

保育园就是托儿所(下面称“保育园”),是一种儿童福利设施。家长由于有工作或疾病等原因没有足够的条件照顾孩子时,由保育园代替家长照顾孩子。
詳情請向托兒所幼稚園科查詢。

如果想在4月送托入园的话,请在前一年的10月上旬向儿童未来课提出申请。名额有余时,可考虑在下一个入月入园。
关于在5月以后的入园的情况,请在每月的15日之前,将申请书等资料提交给儿童未来课。

に日本語を学習したり、母語を忘れないようにしたい子どもたちのために母語を学習したりしています。

国際教室への通級を希望する場合は、入学した学校に相談してください。

通級時間は、平日の午後です。(小学生は原則として保護者の送迎をお願いします。通級方法は危険がないようにしてください。)

■問い合わせ

富士市教育委員会

学校教育課

電話：0545-55-2869

●幼稚園・保育園・認定こども園・地域型保育事業等

小学校に入る前の子どもたちのためには、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業等があります。

◆幼稚園

幼稚園は、小学校に入学する前の3歳から5歳までの子どもを対象にした教育施設です。

園児募集は前年度に行いますが、各園とも定員に満たない場合は随時受け付けています。

申込は、保護者が子どもと一緒に希望する幼稚園に行き、直接申し込んでください。

◆保育園

保育園は保護者が働いていたり、病気などの理由で、家庭で十分な保育を受けられない子どもを保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

詳しくは保育幼稚園課に聞いてください。

4月の入園希望については、毎年10月上旬頃に申し込みを受け付けます。申請書等の必要書類を保育幼稚園課に提出してください。

5月以降の入園希望については、毎月15日までに、申請書等の必要書類を保育幼稚園課

に提出してください。定員に余裕があれば翌月の入園を検討します。

◆認定托儿所

具有幼稚園和保育园的机能和特长的设施。

认定托儿所，是在同一个房间里，同时照顾保育幼稚園和保育园的孩子。

◆地域型保育事业

比托儿所小人数，从0岁到2岁的儿童为对象的事业。

■询问：

市役所保育幼稚園課

电话 0545-55-2762

或者希望进入的保育园

●高中

高中是中学毕业后上的学校。高中毕业的人具有考大学、短期大学和专门学校的资格，也会有利于就职。在日本，90%以上的人上高中。

上高中需要参加入学考试。年龄在15岁以上，在日本的中学毕业或即将毕业，或在外国学校已完成了9年教育的任何人均有参加入学考试的资格。

此外，如在外国接受了8年教育的话，在日本的学校补充1年，或者通过“中学校毕业认定考试”被认定为具有和初中毕业同等的学力后可以参加高中入学考试。

高中大致可以分为3种课程。

根据上课时间分为全日制、定时制和通信制（函授教育）3种。全日制高中根据上课内容还可以分为普通科、专门学科（工业科、商业科）以及综合科。

◆認定こども園

幼稚園と保育園の機能や特長を持った施設です。認定こども園では、幼稚園と保育園の子どもは、同じ部屋で教育と保育を受けることになります。

◆地域型保育事業

保育園より少人数で0歳から2歳までの子どもを対象とした事業です。

■問い合わせ

富士市役所 保育幼稚園課

電話：0545-55-2762

または入園を希望する園

●高校(高等学校)

高校は、中学校を卒業した生徒のための学校です。高校を卒業すると、大学、短期大学、専門学校への道が開け、就職する際に、有利になることもあります。日本では90%以上の人が高校に進学しています。

入学するためには、入学試験を受ける必要があります。15歳以上で、日本の中学を卒業するか、卒業する見込みがあること又は、外国の教育を9年終了した人なら、誰でも受検することができます。

また、外国で8年間、教育を受けた場合は、日本の中学校で1年間教育を受けるか、「中学校卒業認定試験」に合格して、中学校を卒業した程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。

高校には、大きく分けて3種類の課程があります。授業を受ける時間によって、全日制、定时制、通信制に分かれます。

また、全日制は授業の内容で、普通科と専門学科（工業科、商業科など）と、総合学科に分かれます。

●大学・短大（短期大学）

高中毕业后希望进一步学习专业知识，可以上大学或短大（短期大学）。大学学制为4年，短大为2年。入学需要参加考试。即使日本的中学和高中没毕业，只要通过“高等学校毕业程度认定考试”，被认定具有与高中毕业相等的学力，便有参加大学入学考试的资格。

除了大学和短大以外，还有以中学或高中毕业生等为招生对象，教授专业技术或职业知识的专门学校和各种学校。

●大学・短大（短期大学）

高校を卒業してさらに専門的な勉強をするための学校として、大学と短大（短期大学）があります。大学は4年制で、短大は2年制です。入学するためには、入学試験を受ける必要があります。

日本の中学校や高校を卒業していなくても、「高等学校卒業程度認定試験」に合格して高校を卒業した程度の学力があると認められれば、入学試験を受けることができます。

そのほかにも、中学校や高校の卒業生等を対象にして、専門の技術や、職業知識を教える専門学校や各種学校があります。



自治会

自治会

●什么是自治会（町内会）？

自治会又被称为町内会，是一种街道组织，在各个地区，以一户家庭为构成单位自主组织而成。居民们作为邻居，基于互相理解、相互帮助的精神，为了地区的生活环境的优化以及居民福利的提高，在各自地区进行各种各样的活动。

●自治会(町内会)とは？

自治会は町内会とも言われ、地域ごとに世帯を構成単位として組織されています。

住民同士が隣人として理解し合い、助け合うという相互扶助の精神に基づき、それぞれの地域に住んでいる人々が住みよい地域づくりと住民の福祉向上のため、地域内の様々な活動に取り組んでいる自主的な団体です。



●町内会（区）与組・班

在富士市内，每个町内会・区的构成户数都不同，少的地方几户，多的则 1000 户，户数多的町内会，再设置“组”或“班”。

●町内会(区)と組・班

富士市内の 1 町内会・区の世帯数は、少ないところは数世帯から、多いところは 1,000 世帯を超えるところまで様々であり、世帯が多い町内会・区では、その中に「組」または「班」を置いているところが多いようです。

●町内会・区の活動

町内会・区の下記の活動如下：

1. 防犯灯の設置・管理
設置并管理夜间给马路照明的防范灯以便安心生活。
2. 美化环境・垃圾收集场的管理
设置以及打扫垃圾收集场的同时，推广地区的美化环境活动。
3. 自主防灾活动
组织自主防灾会，在地区进行针对地震等灾害的防灾演习等。
4. 文娱文体等联欢活动
以会员之间的交流与和睦为目的，举行运动会、夏季联欢会等居民可以轻松参加的各种活动。
5. 与儿童会・老人俱乐部等合作
与儿童会・老人俱乐部等团体互相配合进行各种活动。
6. 推进社会福利・协助各种募捐活动
代办“绿羽毛”・“红羽毛”募捐活动。
7. 《广报富士》等的分发
由宣传「广报富士」和市・まちづくりセンター（公民

●町内会・区の活動

町内会・区は、以下のような活動を行っています。

1. 防犯灯の設置・管理
安全で安心して暮らせるため、夜道を照らしてくれる防犯灯の設置・管理をしています。
2. 環境美化・ゴミ置場の管理
ゴミ収集場所の設置や清掃を行うとともに地域の環境美化運動を推進しています。
3. 自主防災活動
自主防災会を組織し、地震等の災害に対処するため地域での防災訓練等を行っています。
4. レクリエーションなどの親睦行事
会員の交流と親睦を目的にスポーツ大会・夏まつりなど

館）发出的通知，是使每位会员能够清楚地了解各种信息，情报而进行的。

8. 公园的管理

为了保持町内会・区地区内公园的良好环境，町内会对公园要进行打扫和管理。

気軽に参加できる各種行事を行っています。

5. 子ども会・老人クラブなどとの協力

子ども会・老人クラブなどの各種団体と協力しあって活動しています。

6. 社会福祉の推進・各種募金の協力

緑の羽根・赤い羽根などの募金の取りまとめを行っています。

7. 広報ふじなどの配布

広報ふじや市・まちづくりセンターからのお知らせを会員の皆さんに周知するために行っています。

8. 公園の管理

町内会・区にある公園をみんなが気持ちよく使えるように清掃・管理しています。

●町内会・区費

町内会・区は義務性活動，在进行运营时所需要的经费由各位会员缴纳的町内会费（区费）来支付。町内会费（区费）的缴纳方法因町内会・区的不同而不同。（例如，每月缴纳或几个月缴纳一次等）

●町内会・区費について

町内会・区はボランティアで活動しているため、運営にかかる経費は町内会・区に加入している皆さんの町内会費（区費）によって賄われています。

町内会費（区費）の支払い方法は各町内会・区によって違います。（毎月払い、数か月分一括払いなど）

※皆さんも積極的に町内会・区の活動に参加し、近所の皆さんと大いにコミュニケーションを図ってください。

※请大家积极参加町内会・区的活动，进一步加深街坊邻居之间的交流



居留手续

在办理有关居留的各种手续时，申请者需要前往管辖本人居住地或其分局及办事处提交必要的有关文件。
有关申请时所需要的文件等，请向入国居留管理局询问。

■咨询处

名古屋出入国居留管理局 静岡分办公室

地 址：

〒420-0858

静岡市葵区伝馬町 9-4 富一伝馬大楼 6 层

电话 054-653-5571

在留手続き

在留に関する諸手続きをするときは、自分が住んでいるところを管轄する地方出入国在留管理局 又はその支局や出張所に行き、申請書と必要な関係書類を提出します。

申請に必要な書類等については、出入国在留管理局までお問い合わせください。

■問い合わせ

名古屋出入国在留管理局
静岡出張所

・住所

〒420-0858

静岡市葵区伝馬町 9-4

福一伝馬町ビルディング

6 階・電話 054-653-5571



福 利

残疾人福利

●身体障碍手册（残疾人手册）

对因身体有残疾而行动不便的人、或因智力发育障碍、精神障碍而不能正常生活的人，发给身体障碍手册。出示此手册，除了可以享受交通机关的优惠和税金的免除等外，还可以利用其他各种行政服务。

◆身体障碍手册

身体障碍手册是残疾人在享受援助和福利服务以及补助，扶助优惠等制度时需要此手册。

障碍种类分为眼睛、耳、声音・语言、手脚等肢体、心脏、肾脏、肝脏、呼吸器、膀胱、直肠、小肠及免疫障碍。按残疾程度分为1～6个等级。

◆疗育手册

疗育手册是智能障碍者在享受援助或福利服务以及补助，扶助优惠等制度时需要此手册。

◆精神障碍者保健福利手册。

精神障碍者在享受各种援助，福祉服务以及补助扶助优惠等制度时需要此手册。

●疑难病症患者

患有特定的疑难疾病患者，没有残疾人手册也可以接受被认定的必要的援助。

●福利服务

为了帮助残疾人的日常生活，有如下福利服务。

- 派遣家庭护理人员

福祉

障害者福祉

●障害者手帳

身体の不自由な方、知的な発達に遅れのある方、精神の障害で日常生活に制約がある方は、障害者手帳が交付されます。この手帳を持つことにより、公共交通機関の割引や、税金の控除等を受けられるほか、色々な行政サービスを利用できます。

◆身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障害をお持ちの方が援護や福祉サービス及び補助・助成や割引等の制度を受ける場合に必要です。障害の種類は、目、耳、音声・言語、手足などの肢体、心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫です。障害の程度により1～6級の区分があります。

◆療育手帳

療育手帳は、知的に障害のある人が援護や福祉サービス及び補助・助成や割引等の制度を受ける場合に必要です。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障害の人が各種援護や福祉サービス及び補助・助成や割引等の制度を受けるときに必要です。

●難病等の方々

対象となる疾病に罹患している方は、障害者手帳をお持ちでなくても、必要と認められた支援を受けられます。

●福祉サービス

障害者の日常生活のために、次のような福祉サービスがあり

- 日看护服务（可以利用当天往返的设施）
- 短期看护服务（短期利用设施）
- 入住设施

集体设施入住

就业支援（为就业说做的训练等）

上述服务项目，部分费用有可能需要自己负担。详细内容请向下述部门询问。

ます。

- ホームヘルパー等の派遣
- デイサービス（施設の日帰り通所利用）
- ショートステイ（施設の短期利用）
- 施設入所
- グループホームへの入居
- 就労支援（仕事に就くための訓練など）

なお、上記の福祉サービスを利用する際には、一部、費用負担が必要な場合があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

補助・补贴以及优惠等制度(主要内容)

●補助・补贴・津贴制度

1. 医疗费补助
2. 残疾人津贴的发给
3. 福祉用具费补助
4. 利用出租汽车费用补助
5. 紧急通报系统的安装
6. 其它辅助制度
 - 取得驾驶执照费用补贴
 - 汽车改造费用补贴
 - 纸尿裤的支給
 - 防灾用具的提供

●优惠・减免制度

1. 所得税，市民税的扣除
2. 汽车税的减免
3. 利用交通机关的票价优惠
4. 收费公路的优惠价
5. NHK 电视播放收视费的减免
6. NTT 免费查号台的利用

上述各项制度，有一定的条件限制。请向下述部门询问。

■询问地点：

富士市役所（市政府） 障害福祉課

- 残障支付担当（医疗费・津贴担当者）
电话 0545-55-2759
- 咨询支援担当 电话 0545-55-2761
- 计划管理担当 电话 0545-55-2911

補助・助成や割引等の制度(主なもの)

●補助・助成・手当制度

1. 医療費の助成
2. 障害者手当の支給
3. 福祉用具費の支給
4. タクシー利用料金の助成
5. 緊急通報システムの設置
6. その他の補助制度
 - 自動車運転免許取得費補助
 - 自動車改造費補助
 - 紙おむつの支給
 - 防災用具の交付

●割引・减免制度

1. 所得税、市民税の控除
2. 自動車税の减免
3. 交通機関の運賃割引
4. 有料道路料金の割引
5. NHK放送受信料の减免
6. NTT 無料電話番号案内

なお、上記の補助・助成や割引等の制度を利用する際には、一部、制度の利用について制限などがあります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

■問い合わせ

富士市役所 障害福祉課
・ 障害給付担当

(医療費・手当担当)
電話 0545-55-2759
・相談支援担当
電話 0545-55-2761
・計画管理担当
電話 0545-55-2911

児童福利

●児童医療費援助制度

0歳～18歳未満者到医院就诊时，可享受医疗费补助。
<自己負担金額：>

- ・ 就诊一次 上限 500 日元(一个月内自己負担 4 次)
- ・ 住院一天 免费(食事療養額標準負担額を含む)

●早产儿养育医疗的申请

出生时体重在 2000g 以下，或活存力特别薄弱，医生认为有住院的必要之婴儿在
指定养育医疗机关住院接受治疗时，补助医疗费。
申请在富士市役所 育儿给付课。需要的资料文件请向之询问。

■询问地点：

富士市役所（市政府）育儿给付课（子育て給付課）
电话 0545-55-2738

●児童津贴

为了支援肩负着未来重任的儿童，健康地成长，对抚养直到满 18 周岁迎接第一个 3 月 31 日止的儿童的人士，发给儿童津贴。

<津贴金額>

対 象	月 額
未滿 3 歳（第一，二个児童）	15,000 日元
未滿 3 歳（第三个或以上児童）	30,000 日元
3 歳以上（第一，二个児童）	10,000 日元
3 歳以上（第三个或以上児童）	30,000 日元

子どものための福祉

●こども医療費助成制度

0 歳～18 歳学年末までのこどもが病院にかかった場合、医療費の助成をしています。

<自己負担金>

- ・ 通院 1 回 上限 500 円（1 か月につき 4 回まで自己負担あり）
- ・ 入院 1 日 無料（食事療養標準負担額を含む）

●未熟児養育医療

出生時体重が 2,000g 以下または生活力が特に薄弱で医師が入院を必要と認めた赤ちゃんの指定養育医療機関での入院治療に伴う医療費を助成します。申請は富士市役所子育て給付課で受け付けます。必要書類はお問い合わせください。

■問い合わせ

富士市役所子育て給付課
電話 0545-55-2738

●児童手当

次代の社会を担う児童の健全な成長を支援するために、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に児童手当が支給されます。

<支給手当額>

3歳未満（第1、2子）月額 15,000円
3歳未満（第3子以降）月額 30,000円
3歳以上（第1、2子）月額 10,000円
3歳以上（第3子以降）月額 30,000円

●单亲家庭等医疗费扶助制度

抚养未满 20 岁的儿童、没有征缴所得税家庭的申请者以及抚养义务者，符合下列条件，可以享受医疗费补助。

但是，即使是缴付所得税者，根据抚养儿童的年龄及人数的不同，也可能有资格领取。

- 母子家庭の児童及母親
- 父子家庭の児童及父親
- 无父母家庭の児童
- 配偶者の精神或身体有严重残疾的家庭の児童及母親（或父親）
- 配偶者因接受到 DV 保护令，无法受到抚养的母亲（或父親）及児童

●单亲等家庭的儿童抚养津贴

此津贴发给符合以下任何一项条件，并正在监护 18 岁（包括满 18 岁后的第一个 3 月 31 日为止）以下的儿童及未满 20 岁的残疾儿童的母亲、正在抚养的抚养者及处于同样生活状况的父亲。

- 父亲或母亲死亡
- 父亲或母亲生死不详或一年以上下落不明、遗弃及拘留
- 父母离婚后，与父亲或母亲分别生活
- 父亲或母亲有重度残疾
- 父亲或母亲是未婚者
- 父亲或母亲接受到法院的 DV 保护命令

每个月的津贴金额根据前一年的收入而不同。详细情况请向下面负责部门询问。

■询问地点：

富士市役所（市政府）育儿给付课（子育て給付課）

电话 0545-55-2738

●ひとり親家庭等医療費助成制度

20 歳未満の児童を扶養していて、申請者および扶養義務者に所得税が課せられていない世帯の下記にあてはまる方に医療費の助成をしています。

ただし、所得税が課せられていても、扶養している児童の年齢・人数により対象となる場合があります。

- 母子家庭の児童及び母
- 父子家庭の児童及び父
- 両親のいない家庭の児童
- 配偶者の精神又は身体に重度の障害がある家庭の児童および母（又は父）
- 配偶者が DV 保護命令を受けたためその扶養を受けることができない母（又は父）と児童

●児童扶養手当

一ひとり親世帯などのために一

次のいずれかに該当し、18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの間にある児童（20 歳未満の障害児）を監護している母、養育している養育者及び児童を監護し、かつ、生計を同じくしている父に支給されます。

- 父又は母が死亡
- 父又は母が生死不明または 1 年以上行方不明・遺棄・拘禁
- 父母が離婚後、父又は母と生計が別
- 父又は母が重度の障害
- 未婚の父又は母
- 父又は母が裁判所から DV 保護命令を受けている

手当ての月額、所得（前年）によって異なります。詳しくは下記までお問い合わせください。

■問い合わせ

富士市役所子育て給付課
電話 0545-55-2738

●家庭支援中心

为了使有工作的父母在工作与抚育孩子两方面都能够安心，在抚育子女过程中，因为各种原因而需要委托他人照管子女时，此中心的会员以收费的形式互相帮助照顾儿童。此中心由需要帮助的“依赖会员”与愿意提供帮助的“提供会员”组织而成，两者均在中心注册。

■询问地点：

家庭支援中心（フィランセ東館 4 楼）

电话 0545-66-4128

●课后儿童俱乐部

为了照顾放学后家里无人小学生，现在市内各学区都设有儿童俱乐部。

■询问地点：

富士市役所（市政府） 儿童未来课（こども未来課）

电话 0545-55-2731

高齢者福利

●富士市内的区域支援中心（地域包括支援中心）

区域支援中心是以生活在本区域的老年人对象，提供护理、福利、医疗等方面综合性支持的设施。为了使大家能在熟悉的地区健康地生活，富士市内设有 9 个区域支援中心。本市还向相关地区居民提供咨询服务，敬请利用。

●ファミリー・サポート・センター

働くお父さんやお母さんが安心して仕事と育児を両立できるように、また、子育て中に用事があるときなど、子どもを預けられるように、育児の援助を受けたい人「依頼会員」と育児の援助を行いたい人「提供会員」がセンターに会員登録して、会員同士が子どもの世話を有料で援助しあいます。

■問い合わせ

ファミリーサポートセンター

（フィランセ東館 4 階）

電話 0545-66-4128

●放課後児童クラブ

放課後、帰宅しても保護者のいない小学生のために、現在市内には全ての小学校区に児童クラブがあります。

■問い合わせ

富士市役所 こども未来課

電話 0545-55-2731

高齢者の福祉

●富士市内の地域包括支援センター

地域包括支援センターは地域で暮らす高齢者のみなさんを、介護、福祉、医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。みなさんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるよう、富士市では 9 か所に地域包括支援センターを設置しています。担当地区のみなさんの相談に応じますのでご利用ください。

名称	地区	所在地	电话号码
富士市东部 地域包括支援中心	须津、浮岛、元吉原	富士市増川新町 12-1	39-1300
富士市吉原中部 地域包括支援中心	神戸、富士见台、原台、 吉永、吉永北	富士市比奈 1481-2	39-2700
富士市北部 地域包括支援中心	大渊、青叶台、广见	富士市一色 218-10	23-0303
富士市鹰冈 地域包括支援中心	鹰冈、天间、丘	富士市久沢 475-1	30-7062
富士市吉原西部 地域包括支援中心	今泉、吉原、传法	富士市国久保 1-11-36	30-8324
富士市富士北部 地域包括支援中心	岩松、岩松北、富士站 北、富士北	富士市本市场新田 24-5	66-0115
富士市南部 地域包括支援中心	富士站南、富士南、田 子浦	富士市横割本町 2-17	65-8839
富士市富士川地域 包括支援中心	富士川、松野	富士市岩渊 137-1	81-4820
富士市高齢者地域 包括支援中心	富士市全区域	富士市市役所 4 楼	55- 2951

■ 区域支援中心相关咨询地点

富士市老年人区域支援中心
（市役所 4 楼北侧 高齢者支援課内）
电话:55-2951

■ 地域包括支援センターに関する問い合わせ

富士市高齢者地域包括支援センター（富士市役所 4 階北侧
高齢者支援課内）
電話:0545-55-2951

● 独居者以及只有高齢者家庭的服务

为在富士市市内单身生活的高龄者及只有高龄者的家庭提供如下服务：

- 福利电话的出借（确保联系手段）
- “饮食”自立支援事业（通过上门送餐服务改善老年人的饮食生活并确认其平安与否）
- 照料老年人（向老年人出借可挂在脖子上的紧急通报器、煤气警报器与火灾报警器，以便能够应付紧急情况和确保安全）
- ふれあいコール（通过打电话消除老年人的孤独感以及确认安否，防止老人陷入闭门不出状态）。

■ 询问地点：

富士市役所（市政府）高齢者支援課・在宅支援担当
电话 0545-55-2741

● ひとり暮らしや高齢者のみの世帯のために富士市内でひとり暮らしや高齢者のみの世帯のために以下のようなサービスがあります。

- 福祉電話の貸与（連絡手段を確保します）
- 「食」の自立支援事業（配食により、食生活の改善と安否の確認をします）
- 高齢者みまもりサービス（緊急時の対応と安全の確保を図るため、緊急ペンダント、ガス漏れ警報器、火災報知器を貸与します）
- ふれあいコール（電話をかけることにより孤独感の解消と安否確認を行い、閉じこもりにならないようにします）

●帮助需要援助的高龄者

- 简单的生活援助（派遣生活援助员，主要帮助做一些日常生活中比较简单的劳动）。
- 上门理发服务（理发师访问家庭，进行理发服务）。
- 被褥的洗涤服务（通过专业服务店，进行被褥洗涤・干燥・消毒服务）。
- 发放纸尿裤（在家里卧床不起或者痴呆症病人有纸尿裤需求时，可以根据实际情况发放纸尿裤）。
- 外出援助服务（补助部分从自家到医疗机构间接送时而使用的移动用车辆费用）

■询问地点：

富士市役所（市政府）高齢者支援課・在宅支援担当（4 楼北側）
電話 0545-55-2741

障害者扣除対象者の認定（久病卧床或因老年痴呆无法打理日常生活满 65 岁及以上的人，且被认定认为与已获得残疾证明，该证明可用于在申报纳税时应从纳税所得额中扣除相应金额）。

■咨询

富士市政府 介護保険課 認定负责人
電話 0545-55-2765

其他福利

●护理保险制度

在日本，已预测到在本世纪中期，将进入三分之一的人为老人的老龄化时代。一方面卧床不起和痴呆症等老年人增多，同时

■問い合わせ

富士市役所 高齢者支援課
在宅支援担当
電話 0545-55-2741

●援助の必要な高齢者のために

- 軽度生活援助（生活援助員を派遣し、軽易な作業を中心に日常生活に対する援助を行います）
- 訪問理美容サービス（理美容師が家庭を訪問し、理髪サービスを行います）
- 寝具クリーニングサービス（専門業者による寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行います）
- 紙おむつの支給（家庭で寝たきりまたは認知症の人が、おむつを使用しているとき、実情に応じて紙おむつを支給します）
- 外出支援サービス（移送用車両による利用者の自宅と医療機関などの間の送迎に対し、乗車料金の一部を助成します）

■問い合わせ

富士市役所 高齢者支援課
在宅支援担当
電話 0545-55-2741

- 障害者控除対象者の認定（寝たきりや認知症で日常生活に支障がある 65 歳以上の人で、身体障害者手帳などの交付を受けている人に準ずる状況と認められる人へ、確定申告などで税の所得控除に使用するための障害者控除対象者認定書を交付します）

■問い合わせ

富士市役所 介護保険課
認定担当
電話 0545-55-2765

福祉全般

●介護保険制度

日本では今世紀半ばに 3 人に 1 人が高齢者という時代を

护理人员也开始进入高龄阶段等等，只依靠家庭成员进行看护已变得困难。看护保险制度是由家属与社会共同承担看护的制度。

■询问地点：

富士市役所（市政府）介護保険課（4 楼北侧）
电话 0545-55-2765、2766、2767

●生活保護 基準

我们的人生也可能会出现因高龄或不可预测的疾病及事故等原因，仅靠自己或家属难以继续生活的状况。所谓的“生活保护”，是在本人尽最大的努力也难以维持生活时，国家保障最低限度的生活而援助其尽早恢复自立能力的福利制度。即使是外国籍的永住者、日本人的配偶以及定住者等也可能依照生活保护的基准接受生活保护。

■询问地点：

富士市役所（市政府）生活支援課・保護第一担当
保護第二担当 保護第三担当
（4 楼北侧）
电话 0545-55-2758

●家庭暴力(DV)

由配偶或情侣施加的暴力被称为家庭内暴力（DV）。暴力并不仅仅指拳打脚踢，语言的暴力也属于 DV。请不要一个人烦恼，遇到这样的情况请先咨询。遇到紧急情况时，我们为您提供免于暴力的咨询。此咨询会保护您的隐私。

■询问地点：

富士市配偶者暴力相談支援中心
电话 0545-51-1128
受理时间：8 点 30 分到 17 点 15 分钟
※原则上，以日语接受电话咨询。如希望面谈咨询，
请先电话预约。
休假日以及夜间的紧急情况，请向富士警察署
（0545-51-0110）电话通报。

迎えることが予想されています。寝たきりや認知症などの高齢者が増える一方で、介護する人も高齢になるなど家族だけで介護することは困難になってきています。介護を家族で支えるだけでなく、社会全体で支えていくための制度が介護保険制度です。

■問い合わせ

富士市役所 介護保険課
電話 0545-55-2765・2766・
2767

●生活保護に準じた制度

私たちの一生には、高齢や思いがけない病気・事故によって、自分や家族だけの力ではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。生活保護は、自分達が精一杯の努力をしても、なお生活していけないときに最低限の生活を保障し、1 日も早く自分たちで生活できるように援助する制度です。

外国籍の方であっても永住者、日本人の配偶者、定住者などは、生活保護に準じた制度を受けられる場合があります。

■問い合わせ

富士市役所 生活支援課
保護第一担当・保護第二担当・保護第三担当（4 階北侧）
電話 0545-55-2758

●ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人からの暴力をドメスティック・バイオレンス（DV）といいます。殴る・蹴るだけでなく言葉の暴力も DV です。

1 人で悩まず、まずは話してみませんか。緊急の場合は、暴力から逃れるための相談にも応じます。秘密は厳守します。

■問い合わせ

富士市配偶者暴力相談支援センター
・電話 0545-51-1128
・受付時間

8時30分～17時15分

※日本語での電話相談になります。面接での相談を希望される方は、まず電話で予約してください。休日や夜間の緊急の場合は、富士警察署(0545-51-0110)に電話してください。

●生活贫困者自立支援制度

针对经济上困难、可能无法维持最低限度生活的人员，在发展到生活保护之前的阶段实施自立支援。

针对所得在一定水平以下、能工作的人员，提供与就业相关的就业支援；针对因离职收入减少，而失去住所或有可能失去住所的人员，以开展求职活动为条件，给予相当于一定期间房租的金额の居住确保补助金等支援。

根据相应人员的情况不同，支援内容会有所不同，如果生活有困难，请先来咨询。

■询问地点：

富士市ユニバーサル就労支援センター
(フィランセ東館1楼)
電話 0545-64-6969

●ユニバーサル就労

对工作抱有不安或烦恼，为打造适合其个人的劳动方式，开展从咨询到支援的一系列活动。

还有，也可以介绍其他的就労支援机构。

■咨询

富士市ユニバーサル就労支援センター
(フィランセ 東館1楼)
電話 0545-64-6969

●生活困窮者自立支援制度

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階の自立支援を実施しています。

所得が一定水準以下で、働くことのできる人を対象に、就職に結びつけるための就労支援を行ったり、離職等により収入が減少し住居を失った人、または失うおそれのある人に対して求職活動を行うことを条件に、一定期間の家賃相当額を援助する住居確保給付金などの支援を行ったりします。

その人の状況に応じて支援内容が異なりますので、生活に困窮された場合は、まずは相談にお越しく下さい。

■問い合わせ

富士市ユニバーサル就労支援センター (フィランセ東館1階) 電話 0545-64-6969

●ユニバーサル就労

働きづらさを抱えた方を対象に、その方に合ったオーダーメイド型の就労支援を、相談から支援まで一体的に行います。

なお、他の就労支援機関をご紹介しますこともあります。

■問い合わせ

富士市ユニバーサル就労支援センター
(フィランセ東館1階)
電話 0545-64-6969



医疗与健康

医療と健康

公立医院

●富士市立中央医院

富士市立中央医院拥有最先进的医疗设备与高度专门医护人员。医院正在努力完善地区医疗，提高为市民服务的质量。

- 诊疗科目

糖尿病・内分泌・血液内科・呼吸器内科・肾脏内科・消化器内科・
脑神经内科・风湿病・胶原蛋白病内科・精神神经科・循环器
内科・心血管外科・小儿科・外科・整形外科・形成外科・脑神经外
科・皮肤科・泌尿器科・妇产科・眼科・耳鼻喉科・口腔外科・高龄诊
疗科・理疗科

- 挂号

上午 8 点～11 点（诊疗时间 8 点 30 分开始）

- 休诊日

每周六・日、节假日、年末年初（12 月 29 日～1 月 3 日）

※星期三整形外科的就诊时间是从 9 点 30 分开始

※精神神经科是星期五休诊。

※形成外科周四休诊。

※心血管外科的休诊日期请向医院询问。

＜携带物＞

在留卡或特别永住者证・保险证・受给者证（限持有者）

公立病院

●富士市立中央病院

富士市立中央病院は、最新の医療機器と専門性の高い医療スタッフを備えて、地域医療の充実と市民サービスの向上に努めています。

- 診療科目

糖尿病・内分泌・血液内科、呼吸器内科、腎臓内科、消化器内科、脳神経内科、リウマチ・膠原病内科、精神神経科、循環器内科、心臓血管外科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、高齢診療科、リハビリテーション科

- 受付

午前 8 時～11 時

（診察開始時間は 8 時 30 分からです）

- 休診日

毎週土曜日・日曜日

祝休日

年末年始

（12 月 29 日～1 月 3 日）

※整形外科の水曜日の診察

開始時間は 9 時 30 分からです。

※精神神経科は金曜日が休診です。

※形成外科は、木曜日が休診です。

※心臓血管外科の休診日は、病院にお問い合わせください。

＜持ち物＞

在留カードまたは特別永住者証明書・保険証・受給者証（ある方のみ）

◆初診病人（日语称“新患”）

第一次就诊的病人请到一楼中央大厅，填写放在记载台上的诊疗申请书后，提交给

（②号③号）初诊受理窗口。

※脑神经内科・整形外科・形成外科・妇产科（仅限妇科）・泌尿科（仅限妇科门诊）・第一次就诊的病人请到就近医院就诊后，请医院医生开具介绍书再来。

※若未携带介绍书到医院来就诊，必须负担适用于保险的初诊费（自费 30%的情况：850 日元）以及，医科 7700 日元，齿科 5500 日元 特别初诊费。

- 会面期间： 1 次/天，中学生以上，2 名
- 每天下午 3 点到 7 点
- 时间： 30 分钟以内/次（请严守时间）
- 停车费用 每 30 分钟 55 日元（不含税）
- ※门诊患者免费（各诊疗科窗口盖章）
- 手机的使用

本医院考虑到对医疗设备的影响，限制在医院内使用手机，设定了「禁止使用区域」、「电邮许可区域」及「可通话区域」。

禁止使用区域：请关闭手机的电源。禁止使用区域，为 1 楼急救门诊、2 楼循环器科门诊、3 楼手术室・集中治疗室（ICU）、7A 病房楼、各楼的病房楼急救室（护士值班室旁边的病房）。

电邮许可区域：在静音模式下，可收发邮件及上网。电邮许可区域，在禁止使用区域及可通话区域以外

可通话区域：在静音模式下，可通话、收发邮件及上网。

可通话区域，为 7A 病房楼以外的各病房楼的休息室及单人病房、1 楼的齿科口腔外科附近及地域连携室附近、2 楼的妇产科门诊里面、通院治疗室附近、大会议室附近及小儿科门诊附近。

■地址：

富士市立中央医院
富士市高岛町 50 番地
电话 0545-52-1131

◆初めて診察を受ける方（新患）

1 階中央ホールの記載台にある診療申込書に記入し、新患受付窓口（②番③番窓口）へ提出してください。

※脳神経内科・整形外科・形成外科・産婦人科（婦人科のみ）・泌尿器科（女性外来のみ）外来を初めて受診する場合はお近くの診療所を受診し、診療所の医師の紹介状をお持ちください。

※紹介状をお持ちにならずに来院された場合に、保険適用される初診料（3 割負担の場合：850 円）に加えて、医科 7,700 円、歯科 5,500 円の特別初診料をご負担いただきます。

- 面会時間
毎日、午後 3 時から午後 5 時まで
1 回 15 分（時間厳守）
- 駐車料金
30 分毎 55 円（税別）
※外来患者さんは無料（各科受付・会計窓口にて無料スタンプを押印）
- 携帯電話の利用
当院では、医療機器への影響を考慮して、院内での携帯電話使用を制限させていただいており、「使用禁止区域」、「メール許可区域」及び「通話可能区域」が設定されています。
（使用禁止区域）
携帯電話の電源をお切りください。
（メール許可区域）
マナーモードでのメールの送受信及びWEBのご利用が可能です。
メール許可区域は、使用禁止区域及び通話可能区域以外です。
（通話可能区域）
マナーモードでの通話・メ

ールの送受信・WEBのご
利用が可能です。

■問い合わせ

富士市立中央病院
富士市高島町 50 番地
電話 0545-52-1131

●共立蒲原総合病院

地址：富士市中之郷 2500 番地 1
電話 0545-81-2211(总机)

通过扩充先进的医疗设备和对医务人员的培训教育，致力于提高医疗服务质量。使得医院成为当地的居民在患病及受伤时，或者身体感到不适时可以非常方便地就医的综合医院。

＜診療科目＞

内科・神経内科・心療内科・精神科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内分泌内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・婦科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・総合診療科

- ・ 掛 号（门诊）
上午 7 点 30 分～上午 11 点 15 分
※急病等需要及时检查の場合，请在挂号处随时提出申请。
- ・ 休診日
周六・周日，节假日，年末年初（12 月 29 日～1 月 3 日）
- ・ 就 診 者
如果不明白要看哪个科的话，请向综合问讯处询问。

◆初診患者

- ・ 第一次就診
- ・ 以前受診过，医生诊断治疗结束后，再度受診者
- ・ 以前受診过，患者中途自行停止治疗，再度受診者
请在受理柜台填写诊疗申请表，然后将表格和保险证交到综合受理处。
持有介绍书的患者，请将其一并交出。
- ・ 会面时间
下午 3 点～下午 6 点为止
- ・ 停车场的利用
停车不足 1 小时 100 日元
超过 1 小时 每 30 分钟 50 日元
门诊看病者免费停车。（支付时确认停车券）

●共立蒲原総合病院

富士市中之郷 2500 番地の 1
電話 0545-81-2211(代)

病気やケガの時、健康に不安を感じた時、地域のみなさまが気軽にお願いいただける総合病院として高度医療機器と職員教育の充実により、医療サービスの向上に努めております。

＜診療科目＞

内科・神経内科・心療内科・精神科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内分泌内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・放射線科・総合診療科

- ・ 受 付（外来患者）
午前 7 時 30 分～午前 11 時 15 分
※急病など緊急に受診したい場合は、随時受付へお申し出下さい。
- ・ 休診日
土曜日・日曜日、祝休日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
- ・ 受診する科がわからないときには、総合案内でおたずねください。

◆初診の患者様

- ・ 初めて受診される場合
- ・ 以前に受診されたことはあるが、治療が終了した後に再び受診される場合
- ・ 以前に受診されたことはあるが、患者様が任意に治療を中

止し、改めて受診される場合
カウンターにて診療申込を
記入し、総合受付に保険証と
共にお出してください。
紹介状をお持ちの方は、一緒
にお出してください。

- ・面会時間
午後 3 時～午後 6 時まで
- ・駐車場利用
駐車 1 時間まで 100 円 1
時間を超えた場合、30 分毎
50 円
外来患者様は無料になります。
(会計にて駐車券を認証)

私立医院及诊医所

除市立中央医院外，市民居住の地区也有各种各样的医院与诊
医所。详细情况请查以下链接。（仅提供日文消息）
<https://fuji.shizuoka.med.or.jp/> 富士市医師会 HP

私立の病院及び診療所

市立中央病院の他に、皆様
の暮らす各地域にも、様々な
病院や診療所があります。
詳しくは富士市医師会のペ
ージをごらんください。（日本
語のみ）
富士市医師会のページへ
[https://fuji.shizuoka.med.
or.jp/](https://fuji.shizuoka.med.or.jp/)

●星期日・节假日・夜晚等患病或负伤の場合

在急救医疗中心及牙科医师会馆进行诊疗。急病或交通事故等
急救手段时请拨 119 电话号码呼叫救护车。

●日曜・祝日・夜間等に病気や 怪我をした場合

救急医療センターや、歯科医
師会館で診療を行っています。
急病や交通事故等で急いで手
当てが必要なときは、119 番に
電話をして救急車を呼びまし
ょう。

◆富士市急救医疗中心（内科・儿科・外科）

＜诊疗时间＞

- ・休息日・节假日 上午 9 点～翌日早上 8 点钟
- ・星期六 下午 2 点～翌日早上 8 点钟
- ・平日 晚上 7 点～翌日早上 8 点钟

※至于妇产科・眼科・耳鼻科有急救值班医生。市网站或者急
救值班医生情况

先打电话 0545-51-9999 可以知道，请确认。

◆富士市救急医療センター

（内科・小児科・外科）

＜診療時間＞

- ・休日・祝日 9 時～翌朝 8 時
- ・土曜日 14 時～翌朝 8 時
- ・平日 19 時～翌朝 8 時

※産婦人科・眼科・耳鼻科は救
急当番医があります。市ウェ
ブサイト、または、救急当番
医 電話 51-9999 でお知らせ
していますので、確認してく
ださい。

■询问地点：

富士市救急医疗中心

富士市津田 217-2 电话 0545-51-0099

◆富士市牙科医师会馆（牙科）

＜诊疗时间＞

◇休息日・节假日 9:00～12:00、13:00～16:00

■询问：

富士市牙科医師会館
富士市伝法 2850-3
電話 0545-53-5555

■問い合わせ
富士市救急医療センター
富士市津田 217-2
電話 0545-51-0099

◆富士市歯科医師会館（歯科）
＜診療時間＞
・休日・祝日 9時～12時、
13時～16時

■問い合わせ
富士市歯科医師会館
富士市伝法 2850-3
電話 0545-53-5555

健康

●成人保健

◆市民健康相談

对于因生活习惯造成的疾病，血压高、胆固醇过高、血糖数过高等相关咨询

◆市民营养咨询

断乳食品、儿童、思春期、肥胖、脂肪质异常、糖尿病等的饮食咨询

◆癌症的预防（收费）

为了早期发现癌症（胃・肺・大肠・子宫・乳腺・前立腺），肝炎的早期发现，请有效地利用各医疗机构，市政建设中心或者フィランセ进行的各种健康诊断有利于健康管理。

癌症检诊挂号时须携带 4 月底邮寄的癌症检诊受诊券。详细请参照同封富士市检诊指南。

（有英语版和葡萄牙语版，有需要可向フィランセ询问），

◆高齢者の予防接種

针对65岁以上的人群，每年为流感和新冠病毒感染的疫苗接

健康

●成人の保健

◆市民健康相談

血圧が高い、コレステロールが高い、血糖値が高いなど生活習慣病が気になる人の相談を行います。

◆市民栄養相談

離乳食、子どもや思春期の食生活、肥満、脂質異常、糖尿病などの食事の相談を行います。

■問い合わせ

富士市フィランセ
健康政策課
富士市本市場 432-1
電話 0545-64-8992

◆がん予防(有料)

がん（胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺）、肝炎の早期発見のため、各医療機関、まちづくりセンター又はフィランセなどで行われる各種検診を受けて健康管理に役立ててください。

がん検診の受診には、4 月末に発送される「がん検診等受診券」が必要になります。詳細は同封の富士市検診ガイドをご参照ください。

◆高齢者の予防接種

65歳以上の人に対して、年

种提供补助。接种时间为10月至次年2月底，受种者需自费一部分费用。

首次在65岁时接种肺炎球菌疫苗的人将收到预诊表。接种期限为66岁生日的前一天为止，受种者需自费一部分费用。

首次在65岁、70岁、75岁、80岁、85岁、90岁、95岁、100岁及以上接种带状疱疹疫苗的人将收到预诊表。接种期限为每年3月31日为止，受种者需自费一部分费用。

如果在静冈县内其他市町接种，需要富士市市长签发的委托书。

■ 询问：

フィランセ 健康対策課 健検担当

富士市本市場 432-1

电话 054-64-8992

※予防接種 健康政策課 健康推進課担当

电话 0545-64-9023

1回インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種の助成を行っています。接種の時期は10月から2月末までで、自己負担があります。

65歳で初めて肺炎球菌ワクチンを接種する人には予診票を送付します。期間は66歳の誕生日の前日までで、自己負担があります。

65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上で初めて带状疱疹ワクチンを接種する人には予診票を送付します。期間は3月31日までで、自己負担があります。

静岡県内の他市町で接種する場合は、富士市長発行の依頼書が必要です。

■ 問い合わせ

富士市フィランセ

健康政策課 健診担当

富士市本市場 432-1

電話 0545-64-8992

* 予防接種

健康政策課 健康推進担当

電話 0545-64-9023

● 母子健康

◆ 发放母子健康手册

根据医疗机关出示的怀孕证明书，领取母子健康手册，提供健康咨询以及对母子保健事业进行说明。

■ 询问地点：

富士市役所こども家庭センター

◆ 婴儿的家访

访问新生婴儿的家庭，测量婴儿体重・接受在发育・成长过程中的担心的事情，以及母体身体状况的咨询等。

◆ 婴儿健康检查

满1个月・4个月・10个月时的婴儿，由合同委托的医疗机关进行健康检查。

● 母と子の健康

◆ 母子健康手帳の交付

医療機関等が記載した妊娠届出書の提出により母子健康手帳の交付と健康相談、母子保健事業の説明を行います。

■ 問い合わせ

富士市役所こども家庭センター

◆ 赤ちゃん訪問

赤ちゃんが生まれた家庭を訪問して、赤ちゃんの体重測定・発育発達・育児上の心配事などの相談や、お母さんの体調に関する相談に応じます。

◆ 乳児健康診査

委託契約医療機関にて1か月児・4か月児・10か月児健

在领取母子健康手册的同时，将1个月儿童健康检查就诊票，健康检查表、一并发放。

4个月儿童、10个月儿童健康检查就诊票、健康检查表将通过邮寄发送。

◆6个月婴儿茁壮成长讲座、幼儿健康检查

将在Filansé举办6个月婴儿茁壮成长讲座，以及1岁半儿童、3岁儿童、5岁儿童健康检查。所需文件将提前邮寄。

◆母（父）子交谈（要预约）

一起考虑有关幼稚园，保育园，入学前孩子的发育情况和养育方式，育儿的烦恼等。

◆治疗不孕症的补助

为了减轻因不孕症而烦恼的夫妇的经济负担，补助治疗不孕症所需要的费用。补助对象为，提出申请时，丈夫或者妻子在富士市居住1年以上的进行不孕症治疗的夫妻，夫妻间没有孩子或者有一个孩子，并且加入了医疗保险。

详细内容请向フィランセ咨询。

平成27年度开始，男性不孕症的治疗，费用补助。

■問合せ先

富士市フィランセ
地域保健課総務担当

富士市本市場432-1
電話 0545-64-8994

◆预防接种～为预防感染病～

为了使孩子不得感染病，同时，使孩子能够健康成长，在规定时期进行规定的预防接种。

轮状病毒感染性肠炎・Hib・小儿用肺炎球菌・4种混合・水痘・BCG・MR・日本脑炎・2种混合・子宫颈癌预防

如果希望在静冈县内的其他市町接种，需要富士市长发行的依頼书。

并对满1岁至学龄前儿童的腮腺炎疫苗接种费用给予部分补助

■询问

康診查を行います。

1 か月児健康診査受診票・健康診査票は、母子健康手帳交付の時にお渡しします。

4 か月児・10 か月児健康診査受診票・健康診査票は、郵送します。

◆6 か月児すくすく赤ちゃん講座、幼児健康診査

フィランセにて6 か月児すくすく赤ちゃん講座、1 歳6 か月児・3 歳児・5 歳児健康診査を行います。

必要な書類は、事前に郵送します。

◆おやこ相談（要予約）

幼稚園・保育園等入園前のお子さんの発達や接し方で気がかりなことや、育児の悩みについて一緒に考えます。

◆不妊・不育治療費助成事業

不妊や不育に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊や不育治療に要した費用の助成を行っています。

対象は、受診日において、夫または妻が富士市に在住し、医療保険に加入して、国内の医療機関で不妊や不育治療を行う夫婦です。詳しくはフィランセにお問い合わせください。

■問い合わせ

富士市フィランセ
地域保健課総務担当
富士市本市場432-1
電話 0545-64-8994

◆予防接種 感染症予防のために

子供たちを感染症から守り、健康な体をつくるために予防接種の種類と期間を定めての予防接種を行っています。

ロタウイルス感染症・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・4種混合・水痘・BCG・MR・日本脳炎・2種混合・子宮頸がん予防

フィランセ（富士市保健中心）健康政策課 健康推進担当
富士市本市場 432-1
電話 0545-64-9023

● 婴儿出生后的手续

・ 出生登记

请在出生后 14 天以内由父亲或母亲办理出生登记。

◆ 携带证件

出生登记书（出生证明书）・母子手册・父母的在留卡或特别永住者证明书

◆ 受理窗口

富士市役所市民課（市役所 2 楼北侧） 电话 0545-55-2749

◆ 受理时间

上午 8：30～下午 5：15

※只是提出申报书的情况时，即使在办公日的受理时间以外，也可以提交给警卫员室。

● 生育补助金（生产育儿一时金）的申报

国民健康保険の被保険者生产时，每生一胎，给户主支付 50 万日元（双胞胎等多胎分娩时按胎儿数计算）的生育补助金。在市民课办理出生登记手续后，领取一次性出产生育补助金申报书，在国保年金课办理申请。

※如果向出生的医疗机关提出申请，并和医疗机关签书面合同的话，可以利用富士市直接向医疗机关支付一次性出生生育补助金制度。详细情况，请向国保年金课咨询。

静岡県内の他市町で接種を希望される方は、富士市長発行の依頼書が必要になります。

任意接種については、満 1 歳から高校 3 年生相当の方にインフルエンザの接種費用及び満 1 歳から年長児の方のおたふくかぜの接種費用の一部助成を実施しています。

■ 問い合わせ

富士市フィランセ
健康政策課 健康推進担当
富士市本市場 432-1
電話 0545-64-9023

● 出産後の手続き

・ 出生届

出生の日から 14 日以内に父または母が届け出てください。

◆持ち物：出生届（出生証明書）・母子健康手帳・両親の在留カードまたは特別永住者証明書

◆ 受付窓口：

富士市役所
市民課
（市役所 2 階北侧）
電話 0545-55-2749

◆ 受付時間：

8 時 30 分～17 時 15 分
※届書を提出するのみの場合は、開庁日の受付時間以外でも、警備員室に提出することができます。

● 出産育児一時金の請求

国民健康保険の被保険者が出産した場合は、出産 1 件につき 50 万円（双子などの出産の場合は胎児数に応じて）を世帯主に支給します。

市民課にて出生届の手続き後、出産育児一時金支給申請書を受け取り、国保年金課にて申請してください。

※出産される医療機関等に申出し、書面による契約を取り交わせば、富士市が直接医療機関等に対し一時金を支払う制度を利用できます。詳細は、国

保年金課にお問い合わせください。

◆携帯证件：

- ・ 国民健康保険資格確認書等
- ・ 产妇の在留カード或特別永住者証明書
- ・ 記載有分娩費用詳細価格内容の明細表
- ・ 医療機関等簽約的直接支付制度の合同確認文
- ・ 戸主の銀行帳号

※在工作单位加入健康保険或其抚养家属也适用同样的制度者，请向雇主询问。

◆受理窗口

富士市役所国保年金課（市役所 3 楼北側）
電話 0545-55-2751

◆持ち物

- ・ 国民健康保険資格確認書
- ・ 出産した方の在留カードまたは特別永住者証明書
- ・ 出産費用の内訳を記した明細書
- ・ 医療機関等との直接支払制度の合意確認書類
- ・ 世帯主の口座がわかるもの

※職場で健康保険に加入している方、もしくはその扶養家族の方にも同じ様な制度がありますので雇用主にお問い合わせください。

◆受付窓口

富士市役所国保年金課
（市役所 3 階北側）
電話 0545-55-2751

健康保険

凡是在日本居住的人、必须加入公的医疗保险。加入了医疗保险，就可以享受医疗费自己负担金只需百分之二十或百分之三十，可以得到出产育儿一时款及丧葬费等。在日本公的医疗保险有很大的分别，在公司等工作的人加入「社会保険」、这以外的人加入「国民健康保険」。
75 岁以上的人，实行后期高龄者医疗制度。

●工作单位加入保险（社会保険）

在公司工作的人及他们的家属加入此保险。
保险费由公司负担一半。加入此保险请与雇用主咨询。

健康保険

日本に住んでいるすべての人は、公的医療保険に加入しなければなりません。

医療保険に加入すると、医療費の自己負担は 2～3 割になり、出産育児一時金、葬祭費等の支給を受けることができます。

日本の公的医療保険には、大きく分けて会社などに勤める人が加入する「社会保険」と、それ以外の人加入する「国民健康保険」があります。

75 歳以上の方には後期高齢者医療制度があります。

●職場で加入する保険（社会保険）

会社で働く人やその家族が加入します。

保険料は会社が半分負担してくれます。加入については雇用主にお問い合わせください。

●国民健康保険（国保）

不能加入社会保险的人加入此保险。这是平常大家互相出钱（保险税），尽量减少经济负担的互助性医疗保险制度。由加入者的保险税和国家、县（県）、市等拿出的负担金共同运营。

◆国民健康保険（国保）加入条件

以登记于住民基本台账者，而没有加入其他健康保险资格为对象
生活保护者不能加入健康保险。

◆加入国民健康保険（国保）时，必须携带

所有加入者的在留卡或特别永住者证明书
丧失社会医疗保险资格的证明（退保时）。

◆退出国民健康保険（国保）时，必须携带

资格认定书，国民健康保険证，社会保险证或者加入证明书（加入社会保险者）

以下情况必须提出申报。14 天以内，向富士市市役所 3 楼，国保年金课窗口提出。

- ・ 住所或姓名变更。
- ・ 归国或迁移外县市之迁出。
- ・ 加入社会保险等。

※ 必要注意事项！！

因迁移外县市，退出富士市的国民健康保险时，富士市的国民健康保险不能再使用。

务必将资格认定书等，交回富士市市役所国保年金课。

●在医院

在医院等医疗机关就诊治疗时，请在窗口出示资格认定书等。

但是，要负担 20%-30%的医疗费，（70 岁以上到 75 岁不满

●国民健康保険（国保）

社会保险に入ることができない人が加入します。日頃からお金（保険税）を出し合い、経済的な負担が少しでも軽く済むようにお互いに助け合う医療保険制度です。加入者の保険税と国、県、市等からの負担金で運営されています。

◆国保に加入する条件

住民基本台帳に登録された方で他の健康保険に加入する資格がない方が対象となります。

生活保護の方も国民健康保険に加入できません。

◆国保に加入する時の持ちもの

加入するすべての人の分の在留カードまたは特別永住者証明書と、社会保険の資格を喪失した証明書（社会保険から脱退した場合）

◆国保から脱退する時の持ちもの

資格认定书等国民健康保険証及び社会保険に加入した証明書（健康保険等加入連絡票など）

次の場合には届出が必要です。14 日以内に富士市役所 3 階国保年金課窓口へ届け出てください。

- ・ 住所や氏名の変更
- ・ 帰国や他の市町への転出
- ・ 社会保険に加入 等

※ 注意！！

他の市町へ転出等で富士市の国民健康保険から脱退する場合には、富士市の国民健康保険を使うことができません。

資格认定书等を富士市役所国保年金課に必ず返却してください。

●病院で

病院等の医療機関にかかるときは、資格认定书等を窓口に表示してください。

的人，资格确认书等上注明了负担比例)

健康检查・预防接种・分娩・特殊的牙齿治疗等，根据治疗内容，也有不在保险范围内的

ただし、医療費の2割もしくは3割は自分で負担しなければなりません。(70歳以上75歳未満の方は、資格確認書等に負担割合が記載されています。)

※健康診査・予防接種・出産・特殊な歯の治療等内容によって保険の対象外となるものがあります。

●有关保险税

保险税，根据加入者所得，人数计算加入后，会收到记载应缴纳金额的缴纳书，请在金融机构缴纳，或者从银行账号直接扣缴。

●保険税について

保険税は、加入者の所得、人数等に応じて計算されます。加入すると、保険税額が記された納付書が送付されますので、金融機関やコンビニエンスストア等で納めるか、口座振替で納めます。

咨询

富士市役所国保年金課
(市役所3階北側)
電話 0545-55-2917

■問い合わせ
富士市役所国保年金課
(市役所3階北側)
電話 0545-55-2917

●特定健康診査・特定保健指導

如糖尿病等，生活习惯疾病的预防和健康管理的，以控制日益剧增医疗费用为目的而实施。
特定健诊的结果，对有必要接受生活习惯改善的支援者实施特定保健指导。

●特定健診・特定保健指導

糖尿病等の生活習慣病の予防や健康管理、増え続ける医療費を抑制することを目的に実施します。
特定健診の結果、生活習慣改善の支援が必要な方に特定保健指導を実施します。

◆対象

40岁到74岁(4月1日目前加入者，4月下旬邮寄受诊卷)

◆内容

血液检查，心电图，尿检查，医师诊察等

■询问地点：

富士市役所 国保年金課(市役所3楼北側)
電話 0545-55-2917

◆対象者

40歳から74歳の人(4月1日現在国民健康保険加入者に4月末、受診券を郵送)

◆内容

血液検査、心電図、尿検査、医師診察等

■問い合わせ

富士市役所国保年金課
(市役所3階北側)
電話 0545-55-2917



国民年金

“国民年金”是一种由日本政府运营的公共年金（退休金）制度。在日本居住的 20 岁以上至未满 60 岁的所有的人（包括外国人）都必须加入。国民年金的加入者，年老后或在遇到残疾、死亡等意想不到的情况时，可以享受所得保障。在事业单位按一定的条件被雇用的人，应该在工作单位加入“厚生年金”或“共济年金”。

●加入手续

加入国民年金时，要向市役所国保年金课提出申请。在工作单位加入厚生年金，共济年金的人，退職时，也要提出退出厚生年金，共济年金的申请。

◆保险费

国民年金的加入者需要交纳保险费。保险费的交纳通知单寄到后，请按通知单在适当的金融机关、邮局及便利店交纳保险费。除此以外，也可以选择金融机关或邮局的账户中自动转账的交纳方式。在工作单位加入厚生年金或共济年金时，保险费从工资及奖金中扣除。

◆无法交纳保险费时

因无收入或收入少而无法交纳保险费时，有通过申请免除交纳的制度。请向市役所国保年金课询问。

国民年金

「国民年金」は、日本国政府によって運営されている公的な年金制度です。日本に住んでいる 20 歳以上 60 歳未満の人は必ず加入（外国人も含みます）しなければなりません。加入していれば、老後や障害、死亡といった万一の場合に、所得保障が受けられます。なお、事業所に一定の条件で勤務している人は、勤め先で厚生年金・共济年金に加入することになります。

●加入の手続き

国民年金に加入するには、市役所国保年金課に届出をする必要があります。また、勤め先で厚生年金、共济年金に加入している人が、仕事をやめて厚生年金、共济年金をやめた時にも届け出の必要があります。

◆保険料

国民年金に加入すると、保険料を納めます。納付書が郵送されてきますので、金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。スマートフォンアプリで納めることもできます。金融機関で申し込めば、口座振替で納めることもできます。また、クレジットカードによる自動引き落としもできます。勤務先で厚生年金や共济年金に加入している人は、給料やボーナスから差し引かれます。

。

◆支払いが困難な時

収入がまったくない人や、収入が少なくて保険料が納められない場合は、申請により保険料が免除される制度があります。市役所国保年金課へご相談ください。

● 支付

国民年金の支付種類如下：

◆ 老齡基礎年金

交納保険費の期間と免除交納保険費の期間加起来有 10 年以上的加入者，65 歳以后可領取此年金。

◆ 残疾基礎年金

在国民年金的加入期間中，因疾病或受傷而成为残疾时可領取此年金。

◆ 遺属基礎年金

在国民年金加入期間中或具有老齡基礎年金領取資格的加入者死亡時，向依靠死者收入維持生計的“有孩子的配偶”或“孩子”支付此年金，一直支付到孩子滿 18 岁（有残疾的孩子到滿 20 岁）。

※此年金的領取資格因人而異，詳細情況請向市役所國保年金課或富士年金事務所諮詢。

● 外国人回国時

国民年金与厚生年金都有退出時一次性補助金發給制度。如果在居住日本時加入了年金并交納过 6 个月以上的保險費，只要在离开日本回国后两年以內辦理規定的申請手續，可以 領到一次性補助金。

■ 詢問：

- 富士市役所國保年金課 国民年金担当（市役所 3 楼北側）
電話 0545-55-2755
- 富士年金事務所 富士市横割 3-5-33
電話 0545-61-1900

● 給付

国民年金の給付には次のものがあります。

◆ 老齡基礎年金

国民年金の保険料を納めた期間や保険料を免除された期間などを合わせて 10 年以上ある人が、65 歳になった時から受けられるものです。

◆ 障害基礎年金

国民年金の加入期間中に病気やケガをして、障害者になった時に受けることができます。

◆ 遺族基礎年金

国民年金加入中または老齡基礎年金の受給資格を満たした方が死亡したとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が 18 歳に達した年度末まで（障害のある子の場合は 20 歳になるまで）支給されます。

※それぞれ条件により 1 人 1 人受給資格が異なりますので、国民年金についての詳しい内容は、市役所國保年金課もしくは富士年金事務所でご相談ください。

● 帰国するときに

国民年金と厚生年金保険には、脱退一時金支給制度があります。日本に滞在しているときに、年金に加入していて、保険料を 6 か月以上納めた場合、帰国後 2 年以内に所定の手続きをすれば、脱退一時金が支給されます。

■ 問い合わせ

- 富士市役所國保年金課 国民年金担当
（市役所 3 階北側）
電話 0545-55-2755
- 富士年金事務所
富士市横割 3-5-33
電話 0545-61-1900



住房与生活

住房

日本的住房形态分几种，有个人所有（独门独院、公寓等）、公营住宅（市营住宅、县营住宅等），私营住宅出租。

●公营住宅

公营住宅是为在住房方面有困难的人准备的。高收入者不可申请等有条件限制。

●市营住宅

富士市内共有 22 所由富士市管理的市营住宅区。希望入住需要办理以下申请手续：

申请资格

- 目前在住房方面困难的人（已住在市营、县营等公营住宅的人不可申请）
- 两人以上的亲属同住、或符合条件的单身者
- 在市内居住或在市内工作
- 无个人所有的住房（包括共同名义的住房）
- 没有逾期未交税款的情况（市县民税・固定资产税・都市计划税・国民健康保险税・轻私家车税）
- **确保有 2 名身份详明的连带保证人**（需要提供其中包含住在市内 1 名共计 2 名的联络方式）
※如果亲戚方面遇到困难，或难于确保保证人的情况时，请咨询。
- 收入符合以下基准
 $\{\text{所得金额(除本人外的同居亲属人数} \times 38 \text{ 万日元} + \text{特别控除金额)}\} \div 12 \text{ 个月} =$
一般家庭月額 158,000 日元
酌情裁定 214,000 日元以下
※家里有 2 名以上有收入者时，其合计金额为所得额。
※如对单身迁居、酌情裁定阶层及连带保证人的资格条件等有不明确之处，
请咨询静冈县住宅供给公社富士出張所（办事处）。

住まいと暮らし

住まい

日本における住宅形態には、持ち家（1 戸建て、マンション等）、公営住宅（市営住宅、県営住宅など）、民間賃貸住宅があります。

●公営住宅

住むところに困っている人たちのために、公営住宅等があります。申し込みにあたり、高所得者は入居できないなどの制限があります。

●市営住宅

富士市内には富士市が管理する市営住宅が 22 団地あります。

入居を希望される方は、以下の手続きが必要になります。

申し込みの資格

- 現に住宅に困窮している方（市営・県営等の公営住宅の入居者は申込みできません。）
 - 親族二人以上で入居される方、または条件に該当する单身の方
 - 市内に住んでいる方、または市内で働いている方
 - 持ち家のない方（共有名義を含む）
 - 市の税金を滞納していない方（市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・軽自動車税）
 - 緊急連絡先を 2 名確保できる方（市内在住の親族 1 名を含む連絡先 2 名を確保してください。）
- ※ただし親族が難しい場合、また緊急連絡先を確保できない方は、ご相談ください。
- 収入が次の基準を満たす方

- 非暴力团成员。
- 过去不曾发生过，市営住宅租金滞納，修繕費用未繳等违纪行为等（申請戸籍全員）

<提交文件>

- 能证明现收入的文件（所得課税証明書・源泉徴収票或收入証明書等）
- 住民票（記載着希望迁居の全体家庭成员の内容）
- 其他根据具体情况提交的资料

<由报名至确定迁居的程序>

【定期征募】

1. 报名：
每月 10 日～18 日左右。在报名期间请咨询静岡県住宅供給公社富士办事处。（除周六，日，节假日，年终）
2. 抽签与说明会：
需要在指定的时间，日期和地点，本人直接到场公开抽选，决定入住。
3. 可迁居日：
报名月份的下个月的 1 号

【随时征募】

1. 报名：每天（不含周六，周日，节假日，年末）
2. 抽签：没有。详细申请方法请咨询静岡県住宅供給公社富士办事处。
3. 可迁居日，签约日的下月 1 号。
4. 从申请开始修理房间、根据房间的状态入居时间不同。

■申請，咨询

静岡県住宅供給公社富士办事处（富士市役所本庁舎 5 楼南侧）
电话 0545-55-2817

{所得金額-(本人を除く同居親族の数×38 万円+特別控除の金額)}÷12 か月＝一般世帯月額 158,000 円以下

裁量階層 214,000 円以下

※所得のある方が 2 人以上いる場合は、合算した金額が所得金額になります。

※単身入居、裁量階層、連帯保証人の要件等不明な点については静岡県住宅供給公社富士出張所に問い合わせてください。

- 暴力団員でない方
- 過去に市営住宅の家賃等の滞納、修繕料の未払い等がなく、迷惑行為等を起こしたことがない方（申込世帯全員）

<提出する書類>

- 今現在の収入がわかる書類（所得課税証明書・源泉徴収票、収入証明書など）
- 住民票（入居を希望する人全員が記載されているもの）
- その他、場合により他に提出していただく書類があります。

<申し込みから入居決定まで>

【定期募集】

1. 申し込み期間：
毎月 10 日～18 日ごろ。
期間は静岡県住宅供給公社富士出張所にお問い合わせください。（土曜日、日曜日、祝日、年末は除きます）
2. 抽選会及び説明会：
指定された日時、場所に本人が直接来て頂き公開抽選によって入居決定します。
3. 入居可能日：
申し込みの翌々月の 1 日

【随時募集】

1. 申し込み：
毎日（土曜日、日曜日、祝日、年末は除く）
2. 抽選：ありません。
詳しい申し込み方法については、静岡県住宅供給公社富士出張所にお問い合わせ下さい。

3. 入居可能日：
契約日の翌月の1日
4. 申し込みから部屋の修繕を開始するので、部屋の状態によっては入居までに時間がかかる場合があります。

■申し込み・問い合わせ
静岡県住宅供給公社
富士出張所
(富士市役所本庁舎5階南側)
電話 0545-55-2817

●県営住宅

県営住宅由县管理。
有关迁入条件等详细情况请向以下问讯处寻问。

■咨询，报名地点

静岡県住宅供給公社富士办事处
(富士市役所本庁舎5层南侧)
电话 0545-55-2817

富士办事处只能办理富士市和富士宫市的县営住宅
手续。

●県営住宅

県が管理をする県営住宅があります。
入居の条件等は、下記の問い合わせ先でご確認ください。

■申し込み・問い合わせ
静岡県住宅供給公社
富士出張所
(富士市役所本庁舎5階南側)
電話 0545-55-2817
※富士出張所では、富士市内と富士宮市内の県営住宅のみ手続き可能です。

寻找私营出租房屋的方法

寻找出租的房屋或公寓时利用房地产公司最方便，房地产公司可根据客户所希望的租金、房屋大小以及交通方面等，介绍相应的住宅、公寓。在房客与房地产公司签订租房契约时，除房租之外，还要向房东支付押金与礼金，向房地产公司支付仲介费（即中介费）。此外，签订契约时需要连带保证人。

民間賃貸住宅の探し方

借家やアパートを探すときは、不動産店を利用すると便利です。

家賃、広さ、交通手段に応じて、希望にあった借家やアパートを紹介してくれます。

家を借りる時には、家賃のほかに家主に払う敷金、礼金、不動産店へ払う仲介料などが必要です。

契約する時は、連帯保証人が必要になります。

●不動産店（房地产公司）

经营内容是土地、独门独院住宅、公寓、高级公寓等房地产的买卖与交换以及租房等的代理或中介。

※家賃（房租）：

租房期间每月向房东支付的房租

※敷金（担保金）：

●不動産店

土地、一戸建て、アパート、マンション等の不動産の売買、交換または不動産の賃借等の代理または仲介を行う店。

※家賃

一般要支付 1～3 个月的房租（因地区的不同而不同），用于退房时未交房租的结算以及退房后房屋的修理装修经费。结算与装修以后如有余额，将退还给房客。

※礼金：

一般要支付 1～2 个月的房租（因地区的不同而不同），用于向房东表示谢意，退房时不退还。

※连带保证人：

在发生了房客无法支付房租或修理费用的情况时，必须有代替房客负责任的连带保证人。一般来讲，连带保证人应该是有一定以上收入的人。

以上的详细情况请向房地产公司询问。

住宅を借りるために毎月家主に支払う料金

※敷金

家賃の 1～3 か月分を支払うことが多く（地域によって異なります）、退居する時に、家賃の未納分や契約者が居住していた住居の修理のために使われます。その費用を引いて、残りがあれば返ってきます。

※礼金

家賃の 1～2 か月分を支払うことが多く（地域によって異なります）、退居するとき返ってきません。

※连带保証人

家賃や住宅の修理費を払えなくなったとき、その人の代わりに責任を負う连带保証人が必要です。一定以上の収入がある個人が一般的です。

その他詳しい内容は、不動産店に問い合わせ下さい。

生活

●電気・煤气・自来水

迁入公寓及新居后需要委托房地产公司或房东开通电、煤气与自来水，也可以自己给有关的各营业所打电话委托开通。请务必确认家里用的煤气是管道煤气还是煤气罐煤气。煤气灶有管道煤气专用灶与煤气罐专用灶两种，必须使用符合煤气种类的灶台，用错了则非常危险。

■询问，问讯处

● 電気

東京電力株式会社 沼津客户中心 沼津市大手町 3-7-25
電話 0120-995901

● 煤气

管道煤气 / 静岡煤气株式会社富士分店 富士市荒田島町 10-52 電話 0545-52-2260

暮らし

電気・ガス・水道

アパートや借家、新居に引っ越したら、不動産店や家主に電気・ガス・水道を再開してもらうように頼みます。

または、自分で各営業所に電話することもできます。都市ガスとプロパンガスの違いは必ず確認し、都市ガスには都市ガス用の専用コンロ、プロパンガスにはプロパンガス用の専用コンロを必ず使用してください。

間違えると大変危険です。

■届け出・問い合わせ

● 電気

東京電力株式会社
沼津カスタマーセンター
沼津市大手町 3-7-25
電話 0120-995901

● ガス

＜都市ガス＞

煤气罐 / 附近的煤气罐站

- 自来水
迁居后寄出申请开始使用自来水的明信片，或直接打电话办理申请手续。
富士市自来水客服中心
（上下水道费征收业务受托公司 株式会社ヴェオリア
ジェネッツ）
富士市本市場 441-1（静岡県富士综合庁舎 1 楼）
电话 0545-67-2873

＜工作时间＞

- 平日 上午 8:30～下午 17:15
- 周六 上午 8:30～中午（节假日除外）

●关于上水道（自来水）

富士市的自来水，共有 84 处水源。供水通过灭菌，向各家各户输送安全用水。

●关于下水道（废水）

从各家庭排出来的污水用地下下水管道送到下水处理厂（净化中心），在处理厂进行净化处理后，排放到河川或海里。

◆发生以下情况时请及时报告

- 迁出时（需要结清水费）
- 因出差等长期不使用自来水时
- 水道的所有者及使用者名义有所变更时

◆关于自来水费・下水道使用费

- 自来水费
自来水费由基本费与使用量费（按使用量计算的费用）合计金额，每两个月收一次。
- 下水道使用费
此费用用于污水的净化以及下水管道的维修管理，根据自来水的用量来计算，与自来水费一起收，使用市自来水的人都应交纳。
- 缴纳水费和下水道费用时，推荐使用方便快捷的银行自动扣款服务。

静岡ガス株式会社富士支店

富士市荒田島町 10-52

電話 0545-52-2260

＜プロパンガス＞

近くのプロパンガス店

• 水道

現地にある開始届のはがき、または電話にて届け出します。

富士市上下水道お客様センター

（上下水道料金徴収業務受託者

ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）

富士市本市場 441-1

（静岡県富士総合庁舎 1 階）

電話 0545-67-2873

＜利用時間＞

- 平日 8 時 30 分～17 時 15 分
- 土曜日 8 時 30 分～正午まで（祝休日を除く）

●上水道について

富士市の水道は、全 84 箇所の水源により賄われています。

これらの水は滅菌され安全な水として、皆さんのご家庭に届けられています。

●下水道について

それぞれの家庭から排出される污水を地下の下水道管を使い、下水処理場（浄化センター）に送り、そこで污水を浄化して川や海に流します。

◆このようなときにはすぐ届出を

- 引っ越していくとき（料金の精算をします）。
- 出張などで、長い間水道を使用しないとき。
- 水道の所有者、使用者が変わるとき。

◆水道料金・下水道使用料について

• 水道料金

水道料金は、基本料金と従量料金（使った分に応じた料金）の合計額で、料金請求は 2 か月に 1 度請求されます。

富士市内除了由市经营的自来水以外，还有由“简易水道组合（类似合作社）”经营的自来水。简易水道的利用者，自来水费向简易水道组合交纳，下水道使用费（只限于使用下水道的人）向市里交纳。

■ 问讯处：

富士市自来水客户中心（上下水道费征收业务受托公司
株式会社ヴェオリア・ジェネッツ）富士市本市场
441-1（静岡県富士综合庁舎 1 楼）
电话 0545-67-2873

- ・下水道使用料
汚れた水をきれいに処理したり、下水道管の維持管理をするために使われます。上水道の使用水量を基に料金計算されており、市の水道を使用している方は、水道料金とあわせて請求されます。
- ・水道料金・下水道使用料の納付には、便利な口座振替のご利用をお勧めします。

富士市内には市の上水道の他に簡易水道組合があります。簡易水道を使用している方は、水道料金は各組合から請求され、下水道使用料（下水道使用者のみ）は市から請求されません。

■ 問い合わせ

富士市上下水道お客様センター
（上下水道料金徴収業務受託者 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社）
富士市本市場 441-1
（静岡県富士総合庁舎 1 階）
電話 0545-67-2873

住民票

◆ 対象者

- (1) 中长期在留者
 - (2) 特別永住者
 - (3) 一時庇护許可者及临时逗留許可者
 - (4) 由于出生原因的经过逗留者或由于丧失国籍的经过逗留者
- ※在留资格是「短期逗留」及「无在留资格」者不属于住民票的交付对象。

◆ 申请场所及日期

申请场所	申请日期
富士市市役所 （市政府） 市民课	・ 周一～周五：8 点 30 分～17 点 15 分 ・ 毎月第 1 个周日、3 月的最后的周日：9 点～16 点 （节假日、1 月份的第 1 个周日及 12 月 29 日～1 月 3 日除外）

住民票

◆ 対象者

- (1) 中长期在留者
 - (2) 特別永住者
 - (3) 一時庇護許可者又は仮滞在許可者
 - (4) 出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
- ※在留資格が「短期滞在」や「在留資格がない方」は住民票の対象とはなりません。

◆ 申請の場所と日時

■ 申請場所

- ・ 富士市役所市民課

■ 申請日時

- ・ 月曜日～金曜日
8:30～17:15
- ・ 毎月第 1 日曜日、3 月の最終日曜日

9:00～16:00

(祝休日、1月の第1日曜日
及び12月29日～1月3日を
除く。)

◆可以申请者

- 本人
- 同一家庭の成員
- 代理人（本人或受同一家庭成員的委託者）

携帯物品

- 手数料（1份300日元）
- 能够确认本人身份的证件（下表里任选1件）
- 委托书（由代理人申请时）

※委托书的姓名要按照在留卡, 特别永住者证的姓名填写. 别名不可.

◆申請できる人

- 本人
- 同一世帯員
- 代理人（本人又は同一世帯員から委任を受けた人）
持ちもの
- 手数料（1通300円）
- 本人確認できるもの（下表の
どれか1点）
- 委任状（代理人の場合）

※委任状の氏名は在留カード・
特別永住者証に記載されて
いる氏名を記入してくださ
い。通称名は不可。

能够确认本人身份的证件
●在留卡・特別永住者証明書 ●驾驶执照 ●健康保険資格 確認書等 ●后期高齢者医療資格確認書等 ●护理保険被保 険者証 ●个人编号卡 ●其他、行政机关发行的身份证明书、 许可书

■本人確認できるもの

- 在留カード・特別永住者証
明書
- 運転免許証
- 健康保険資格確認書等
- 後期高齢者医療資格確認書
等
- 介護保険被保険者証
- マイナンバーカード
- その他、官公署発行の身分証
明書、許可証

<注意事項>

- 申請交付手續与搬迁通知手續在同一天进行时, 住民票副本
将记载搬迁后的地址（申请交付手續不要在搬迁通知手續之
前办理, 要与搬迁通知手續同时进行）。
- 在2012年7月9日之前搬迁的地址不能记载在住民票上。
要证明此类地址时, 必须向法務省提出外国人登録原票的申
請。
- 在住民票上注明个人号码的情况下, 向营业窗口提出。

询问地点:

法務省出入国在留管理庁总务課系統管理室
出入国情報開示課

所在地: 〒160-0004

1-6-1 四谷タワー13F

电话: 03-5365-3005

受理时间: 上午9点到下午5点

(除周六, 日, 节假日, 年末年初)

<注意事項>

- 交付申請と転居届を同日に
行う場合、住民票の写しには転
居後の住所が記載されます(交
付申請は転居届の前ではなく、
転居届と同時に行ってくださ
い。)
- 2012年7月9日より前に引
越した以前の住所については
住民票に記載されません。そう
いった住所の証明が必要な場
合は、法務省に外国人登録原票
の開示請求をする必要があります。
- 住民票にマイナンバーを記載
する場合は、窓口で申し出てく
ださい。

問い合わせ先

法務省出入国在留管理庁
総務課情報システム管理室
出入国情報開示係
所在地：〒160-0004
東京都新宿区四谷 1-6-1 四
谷タワー13F
電話：03-5365-3005
受付：午前 9 時から
午後 5 時まで
(土・日・祝・年末年始を除く。)

◆交付申請の他の方法

＜富士宮市の住民票副本の交付申請在富士市进行＞

- 在富士市・富士宮市进行住民登录的人可以在富士市或富士宮市用相互通信的方式进行住民票副本的交付手续（证明书相互交付事业）。
- 申请人只限于同一家庭的成员。不受理持有委托书的代理人申请。

◆交付申請のその他の方法

＜富士宮市の住民票の写しを富士市で交付申請する＞

- 富士市・富士宮市に住民登録している方に限り、富士市、富士宮市で相互に住民票の写しを通信し交付することができます（証明書の相互交付事業）。
- 請求できるのは同じ世帯の方に限られます。委任状を持った代理の方の申請は受付できません。

印章登録

●关于印章登録

印章登録は証明您所持の印章是属于您个人物品的登録手續。登録後の印章称为「正式印章」。在做不动产买卖等手續時是不可缺少的，是维护个人财产及权利的重要物品。在办理印章登録手續時交付印章登録証（印章登録卡）。此卡是申请办理印章登録證明書時的必需證件。

印鑑登録

●印鑑登録について

印鑑登録とは、お手持ちの印鑑をあなた個人のものとして公証するために登録することをいいます。登録された印鑑を「実印」といいます。不動産売買等に必要で、個人の財産や権利を守る大切なものです。

印鑑登録をすると、印鑑登録証（印鑑登録カード）が交付されます。これは印鑑登録証明書の交付申請をする際に必要なものです。

※1は、現在の印鑑登録証です。



※1：是现在的印章登録証。



※2：是旧富士川町发行的印章登录证。现在也可以使用印章登录。

※2 は、旧富士川町で発行していた印鑑登録証です。現在でも使用できます。

● 申請登録の方法

< 申請場所、日期及登録手数料 >

申請場所	富士市役所 市民課
申請日期	・ 周一～周五：8 点 30 分～17 点 15 分 ・ 毎月第 1 个周日、3 月的最后的周日：9 点～16 点 （节假日、1 月份的第 1 个周日及 12 月 29 日～1 月 3 日除外）
登録手数料	350 日元

< 可以办理印章登录者 >

満 15 岁以上的富士市民并在住民基本台帳上有记载的人可以办理。但成年被监护者请事先咨询。

< 本人亲自前来办理登录手续时的所需物品 >

- 办理登录手续的印章

● 登録申請の方法

◆ 申請の場所と日時と登録手数料

■ 申請場所

- ・ 富士市役所市民課

■ 申請日時

- ・ 月曜日～金曜日

8:30～17:15

- ・ 毎月第 1 日曜日、3 月の最終日曜日

9:00～16:00

（祝休日、1 月の第 1 日曜日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

■ 登録手数料

350 円

< 印鑑登録できる人 >

満 15 歳以上の富士市民で、住民基本台帳に記載のある人。ただし、成年被後見人は事前にご相談ください。

< 本人が来庁して登録申請する場合の持ちもの >

- 能够确认本人身份的证件（下表 A 群里任选 1 件）
未携带可以确认本人身份的证件时，可以通过保证人登录方式或用邮件确认本人身份的方式办理印章登录手续。

能够确认本人身份的证件	
A 群	●在留卡・特别永住者证明书 ●驾驶执照 ●个人编号卡●其他、行政机关发行的有脸部照片的身份证明书、许可书

<代理人前来办理登录手续时的所需物品>

- 办理登录手续的印章
- 委托书
- 可以确认是代理人本人的资料（以下 A/B 范围的任意一项资料）
- 委托书必须由登录者本人亲笔书写。
要通过邮件进行本人身份确认，不能当天交付。有急用时请提前办理登录手续。

<可以办理登录手续的印章>

- 办理登录的印章及印迹要不同与家庭其他成员已经登录过的印章
- 是外国人时，要使用与住民基本台账登录时的姓名、姓、名或与通称的其中一部分结合雕刻的印章 要使用登录时姓名的片假名记载或与其中一部分结合雕刻的印章
- 要使用除了姓名以外没有雕刻任何（资格、职业、图形、装饰等）的印章
- 印章的高度要在 2cm 以上，印迹是边长在 8mm 以上的正方形，并不能超出边长 25mm 的正方形框线
- 印迹要鲜明（橡皮印等的印面容易变形，不能使用圆圈周围有缺损・磨损的印章）

- 登録する印鑑
- 本人確認できるもの（下の表 A 群のどれか 1 点）

本人確認できるものをお持ちでない場合、保証人登録か郵便による本人確認のどちらかの方法で印鑑登録できます。

◆本人確認できるもの

■A 群

- 在留カード・特別永住者証明書
- 運転免許証
- マイナンバーカード
- その他、官公署発行の身分証明書、許可証

<代理人が来庁して登録申請する場合の持ちもの>

- 登録する印鑑
- 委任状
- 代理人の本人確認できるもの。（下の表 A・B 群のどちらか 1 点）
委任状は必ず、登録する本人が自筆で作成してください。郵便にて本人確認を行いますので、即日交付はできません。お急ぎの場合はお早めに登録申請してください。

<登録できる印鑑>

- 他の世帯員が既に登録してある印鑑と印影が異なるもの
- 外国人の場合は、住民基本台帳に登録されている氏名、氏、名もしくは通称の一部の組み合わせで彫られているもの 登録されている氏名の片仮名表記またはその一部の組み合わせで彫られているもの
- 氏名以外のこと（資格、職業、花文字、飾り柄など）が彫られていないもの
- 印鑑の高さが 2cm 以上あるもの、また印影が一辺 8mm の正方形より大きく、かつ、一辺 25mm の正方形に収まるもの
- 印影を鮮明に表せるもの（ゴム印など印面が変化しやすい、縁まわりが欠損・摩滅している等は不可）

能够确认本人身份的证件	
A 群	●在留卡・特别永住者证明书 ●驾驶执照 ●个人编号卡 ●其他、行政机关发行有脸部照片的身份证明书、许可书
B 群	●健康保险资格证明书 ●护理保险被保险者证 ●后期高龄者医疗资格证明书等 ●有脸部照片的职员证 ●行政机关发行的身份证明书

◆本人確認できるもの

■A 群

- ・在留カード・特別永住者証明書
- ・運転免許証
- ・マイナンバーカード
- ・その他、官公署発行の身分証明書、許可証

■B 群

- ・健康保険資格証明書等
- ・介護保険被保険者証
- ・後期高齢者医療資格証明書等
- ・顔写真付社員証
- ・官公署発行の身分証明書

印章登録証明書

<申請場所及日期>

申請場所	申請日期
富士市役所 (市政府) 市民課	・ 周一～周五：8 点 30 分～17 点 15 分 ・ 毎月第 1 个周日、3 月的最后的周日：9 点～16 点 （节假日、1 月份的第 1 个周日及 12 月 29 日～1 月 3 日除外）

印鑑登録証明書

■申請場所

- ・富士市役所市民課

■申請日時

- ・月曜日～金曜日
8:30～17:15
- ・毎月第 1 日曜日、3 月の最終日曜日
9:00～16:00
（祝休日、1 月の第 1 日曜日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）

◆可以申請者

- ・ 本人
- ・ 代理人

◆申請できる人

- ・ 本人
- ・ 代理人

◆携帯物品

- ・ 手数料（1 份 300 日元）
- ・ 本人的印章登録証（印章登録卡）

◆持ちもの

- ・ 手数料（1 通 300 円）
- ・ 本人の印鑑登録証（印鑑登録カード）

<注意事項>

- ・ 无需带印章。
- ・ 代理人前来办理手续时无需委托书。
- ・ 旧富士川町发行的印章登録証也可以申請交付。
- ・ 申請交付手續与搬遷通知手續在同一天进行时，印章登録証明書を記載搬遷後の地址

<注意事項>

- ・ 印鑑は必要ありません。
- ・ 代理人が来庁する場合でも、委任状は必要ありません。
- ・ 旧富士川町で発行していた印鑑登録証でも交付申請でき

（申请交付手续不要在搬迁通知手续之前办理，要与搬迁通知手续同时进行）。

交付申请的其他方法

＜富士宫市的交付申请＞

印章登录证明书的交付申请可以在富士宫市进行。另外，富士宫市的印章登录证明书也可以在富士市进行交付（证明书相互交付事业）。

申请人只限于本人或同一家庭的成员。携带物品有手续费（1份 300 日元）及申请人本人的印章登录证（印章登录卡），前来办理手续者要携带能够确认本人身份的证件（驾驶执照、健康保险证等）。

ます。

- ・交付申請と転居届を同日に行う場合、印鑑登録証明書には転居後の住所が記載されます。（交付申請は転居届の前ではなく、転居届と同時に申請してください）

交付申請のその他の方法

＜富士宫市での交付申請＞

印鑑登録証明書の交付申請を、富士宮市で行うことができます。また、富士宮市の印鑑登録証明書を富士市で交付申請することもできます。（証明書の相互交付事業）

申請できる人は、本人及びその同一世帯員に限られます。持ちものは、手数料（1通 300 円）と本人の印鑑登録証（印鑑登録カード）に加え、窓口に来た方の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）が必要になります。

关于个人编号卡

自 2016 年 1 月起，在社会保障、税务、防灾领域已经开始使用个人编号

マイナンバーについて

2016 年 1 月から社会保障、税、災害対策の分野でマイナンバーの利用が始まりました。

1. 所谓个人编号

个人编号是每位国民拥有的12位编号，用于社会保障以及税务、防灾领域。个人编号制度可提高行政的透明性，对国民而言具有高便利性，是实现公平、公正社会的社会基础。

除了向日本国民，也向持有住民票的外国人（中长期在留者、特别永住者等）通知个人编号。

1. マイナンバーとは

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会保障や税、災害対策の分野で使われます。マイナンバー制度は、行政の透明性を高め、国民にとって便利で、公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。

住民票のある外国人（中长期在留者、特別永住者等）にもマイナンバーは通知されます。

2. 个人编号的通知

- ・
- ・个人编号记载在通知卡里，通知卡将从住民票所在市区町村邮寄给在日本持有住民票的家庭。或是个人编号通知书，该

2. マイナンバーの通知

- ・日本に住民票をお持ちの方の世帯に、住民票がある市区町村から郵送される通知カードまたは個人番号通知書に

通知书里记录了个人编号。

（通知卡无有效期限。请妥善保管切勿丢失。）

※新规发行通知卡在令和2年5月已经结束。以后将邮寄个人编号通知书。

- 对今后入境日本的中长期在留者等，将在完成住民登录时通知个人编号。

に、マイナンバーが記載されています。

※通知カード及び個人番号通知書に有効期限はありません。捨てないで大切に保管してください。

※通知カードは令和2年5月に新規発行が終了しました。以降は個人番号通知書が郵送されています。

• 今後日本に入国し、中長期間在留される方等については、住民登録をした時点でマイナンバーが通知されます。

3. 个人编号的使用范例

- 2016年以后办理确定申告等税务手续时向税务署等出示个人编号。
- 由于办理税务或社会保险手续时需用到而向工作单位出示个人编号。
- 办理税务手续时，向证券公司或保险公司等出示个人编号。
- 领取福利相关津贴，或办理国民健康保险、看护保险等手续时向市町村出示个人编号。
- 跨境汇款或跨境收款时，向银行或邮局出示个人编号。

※出示个人编号办理手续时，为了防止冒充的情况，将确认①编号是否正确以及②编号的持有者是否为本人。

由于通知卡只能确认编号，因此还需要出示在留卡、特别永住者证明书等身份证明书。

3. マイナンバーの利用場面

• 平成28年以降分の確定申告など、税の手続きで税務署などにマイナンバーを提示します。

• 税や社会保険の手続きで必要なため、勤務先にマイナンバーを提示します。

• 税の手続きで、証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示します。

• 福祉分野の給付等を受けるときや国民健康保険、介護保険などの手続きをするときに市町村にマイナンバーを提示します。

• 国外に送金するときや、国外からお金を受け取るときに、銀行や郵便局へマイナンバーを提示します。

※マイナンバーの手続きでは、なりすましを防止するために、①番号が正しいかの確認と、②正しい番号の持ち主かの確認をします。

通知カードは番号の確認しかできないので、別に在留カード、特別永住者証明書などの身分証明書の提示が必要になります。

4. 所谓个人编号卡

- 办理需要用到个人编号的手续时，仅用一张个人编号卡就能确认编号和身份。此外，还能作为正式的身份证明书使用。
- 个人编号卡需要通过申请取得。可通过在通知卡/个人编号通知书的信封里的个人编号卡发放申请书上粘贴脸部照片

4. 個人番号カード（マイナンバーカード）とは

• マイナンバーに関係する手続きで、番号と身元を1枚で確認できるカードです。また、公的な身分証明書として使

并寄回的方式申请，或使用电脑或智能手机在网上申请。第一次发行是免费的。

- 申请个人编号卡后，将会收到已完成个人编号卡发放准备的明信片。请携带①收到的明信片、②通知卡/个人编号通知书、③在留卡等可确认本人的证件，前往市区町村的窗口领取。领取个人编号卡采取预约制，领取时需设置密码。
- 18岁及以上对象的个人编号卡有效期限是到第10次生日为止，不满18岁对象的个人编号卡有效期限是到第5次生日为止。但是，根据在留期间等情况不同会有所差异，敬请注意。
- 个人编号卡的IC芯片内含有能进行税务电子申请等手续的电子证明书。
- 部分市町村能通过个人编号卡使用图书馆或办理印章登记等服务，还能在便利店领取住民票的副本等。
- 个人编号卡的IC芯片内记录的内容仅限卡片上记载的姓名、住址、个人编号等信息。未记录收入等隐私性较高的个人信息。
- 即使取得了个人编号卡，也仍需要继续持有在留卡、特别永住者证明书等。

5. 使用个人编号的注意事项

- 个人编号卡的记载事项（住址等）发生变更时，请向市区町

えます。

• 個人番号カードの取得には申請が必要です。通知カードまたは個人番号通知書の入った封筒に同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼って返送する方法や、パソコンやスマートフォンでオンライン申請する方法があります。初回の発行手数料は無料です。

- 個人番号カードを申請すると、カードの交付準備ができたことを知らせる通知が届きます。市区町村の窓口、①届いたハガキ、②通知カードまたは個人番号通知書、③在留カードなどの本人確認書類を持って受け取りにきてください。なお、受取は予約制となっております。また、カード交付時に暗証番号の設定が必要です。
- 個人番号カードの有効期限は、18歳以上は10回目の誕生日まで、18歳未満は5回目の誕生日までです。ただし、在留期間等により異なる場合がありますので、注意してください。
- ICチップが付いており、税の電子申請などが行える電子証明も入ります。
- 個人番号カードは、コンビニエンスストアで住民票の写しや印鑑登録証明書などを取ることができます。
- ICチップに記録されるのは、券面に記載された氏名、住所、マイナンバーなどに限られます。所得などプライバシー性の高い個人情報には記録されません。
- 個人番号カードを取得しても、在留カード、特別永住者証明書等は引き続き持つ必要があります。

5. マイナンバーの取り扱いに関する注意点

- 個人番号カードの記載事項

村申报。

- 除了法律规定事项外，禁止使用、收集个人编号。当被询问个人编号时，请确认对方身份和使用目的。
- 非法取得他人的个人编号将受到处罚。
- 请注意可疑电话等，勿轻易出示或告知个人编号。

（住所など）が変わった場合、市区町村に届け出てください。

- 法律に規定があるものを除き、マイナンバーの利用・収集は禁止されています。マイナンバーを聞かれたら、しっかりと相手と利用目的を確認してください。
- 他人のマイナンバーを不正に入手することは処罰の対象になります。
- 不審な電話などに注意し、むやみにマイナンバーを提示しないでください。

6. 个人编号相关咨询方式

- 英语、中文、韩语、西班牙语、葡萄牙语免费咨询电话
0120-0178-26 个人编号制度相关・
0120-0178-27 通知卡、个人编号卡相关

平日09:30～20:00 星期六日、节假日09:30～17:30（岁末年初除外）

※因个人编号卡丢失、被盗等导致临时停止使用时，请拨打0120-0178-27，

365天24小时受理

※日语免费咨询电话是 0120-95-0178

- 个人编号相关信息可访问以下网址。同时提供外语信息。

※ 内 阁 官 房 H P
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

※ J-LIS H P <https://www.kojinbango-card.go.jp/>

6. マイナンバーに関する問い合わせ

• 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル

0120-0178-26 マイナンバー制度に関すること
0120-0178-27 通知カード、個人番号カードに関すること

平日 9時30分～20時00分

土日祝 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

※個人番号カードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、

0120-0178-27にて24時間365日受付

※日本語のフリーダイヤルは0120-95-0178です。

• マイナンバーに関する情報はこちらから。外国語での情報提供も行っています。

※内閣官房 H P

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

※J-LIS H P

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

各种登记

外国籍の人在日本国内生孩子，结婚、或死亡时，需要办理下述登记手续。

各種届出

外国籍の方が、日本国内において、引っ越ししたり、子ども

● 搬 迁

＜从市外搬迁到本市的情况，搬来日起 14 日以内携带以下物品办理手续。＞

- 迁出证明书，在留卡或是特别永住证明书，编号卡(有此卡者)

＜从本市迁出的情况， 搬迁日起倒退 14 天前开始受理。＞

- 必要物品：在留卡或是特别永住者证明书，富士市发行的各种资格确认书，受给者证等，个人编号卡，印章登记证（限持有者）。

※长期在日本国外的情况也必须办理手续。

＜市内搬迁的情况下，搬家日起 14 日内。＞

- 必要物品：在留卡或是特别永住者证明书，富士市发行的各种资格确认书，受给者证等，个人编号卡（限持有者）。

● 出生登记

需要在出生日起 14 天以内，由父亲或母亲办理登记。

- 携带物品：出生登记书、母子健康手册、父母的在留卡或特别永住者证明书。

● 结婚登记

需要准备的材料根据国籍而不同，因此详细情况请向市民课

● 死亡登记

在得知死亡之日起 7 天以内，需要由家属或者同居人去市役所办理申报手续，并请在 14 天以内将死亡者所持的在留卡或特别永住者证明书交还名古屋出入国在留管理局静岡办事处。

- 携带物品：死亡登记书、死亡者的在留卡或特别永住者证明书・办手续人的在留卡或特别永住者证明书
- 办理各种登记手续：市民课

が生まれたり、結婚したり、亡くなったりした場合は、次の届出が必要です。

● 引っ越し

＜市外から引っ越ししてきた場合は、引っ越ししてきた日から 14 日以内＞

- 必要なもの：転出証明書、在留カードまたは特別永住者証明書・マイナンバーカード（持っている人のみ）

＜市外へ引っ越しする場合は、14 日前から受け付けます＞

- 必要なもの：在留カードまたは特別永住者証明書、富士市が発行した各種資格確認書・受給者証等・マイナンバーカード・印鑑登録証（持っている人のみ）

※長期間日本国外へ出国する場合もお手続きが必要です。

＜市内で引っ越しをした場合は、引っ越しをした日から 14 日以内＞

- 必要なもの：在留カードまたは特別永住者証明書、富士市が発行した各種資格確認書・受給者証等・マイナンバーカード（持っている人のみ）

● 出生届

出生の日から 14 日以内に父又は母が届け出てください。

- 必要なもの：出生届・母子健康手帳・両親の在留カードまたは特別永住者証明書

● 婚姻届

国籍によって要件が異なりますので、詳しくは市民課までお問い合わせください。

● 死亡届

死亡を知った日から 7 日以内に家族又は同居人が市役所で届出を行い、14 日以内に死亡した外国人の在留カードまたは特別永住者証明書を名古屋出入国在留管理局静岡出張所に返納してください。

电话：0545-55-2749

■参 考

- 关于外国住民の住民基本台帳
总务省 HP
(住民基本台帳制度 参照网页跳转后的宣传页
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu/index.html)
- 关于在留管理制度
出入国在留管理庁 HP
<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

宠 物

- 饲养狗的人，开始饲养狗的人
依据法规，规定了饲养者的义务。

◆给狗注册（向富士市登记）

- 登记地点：
富士市市役所（市政府）10 楼 环境总务课窗口
市内的宠物医院
- 金额：3000 日元/条
- 请给狗佩带好 在登记时发放的鑑札（相当于狗的名片）。
- 搬家迁居了，也要给狗办理相关的注册变更手续。

在购买饲养配有芯片的宠物狗时，请在国家环境省的官网上资料更新。（有英语版本）

※环境省官网：<https://reg.mc.env.go.jp/>

- 必要なもの：死亡届・亡くなられた方の在留カードまたは特別永住者証明書・手続きをされる方の在留カードまたは特別永住者証明書

- 各種届出のお問い合わせ：
市民課
電話 0545-55-2749

■参考

- 外国人住民の住民基本台帳制度について
総務省 HP
(住民基本台帳制度 ページ別リーフレット参照)
- 在留管理制度について
出入国在留管理庁 HP

ペット

- 犬を飼っている人、犬を飼い始めた人
法令により、飼い主の義務が定められています。

◆犬の登録

- (富士市への届出)
- 登録場所：
富士市役所 10 階
環境総務課窓口
市内の動物病院
- 金額：3,000 円
(1 頭につき)
- 登録とともに交付された犬の「鑑札」は、犬に装着すること。
- 引っ越しをしたとき、犬の登録も住所変更の手続きが必要です。
 - マイクロチップを装着した犬を購入した場合は、環境省 HP からマイクロチップの登録情報を更新してください。（英語のマニュアルあり）

※環境省 HP：

<https://reg.mc.env.go.jp>

◆注射狂犬疫苗（1次/年）

- 地点：市内的宠物医院
- 携带物：爱犬手册（在给狗注册时发放的）
- 金額：3700 日元
（注射費：3150 日元
，注射狂犬疫苗資料提交手
續費：550 日元）
- 注射疫苗时发放的（狂犬疫苗注射完了票）必须要给狗佩带好。

◆（鑑札）（狂犬疫苗注射完了票）的再申請

- 地点：富士市役所（市政府）10 层 环境总务课窗口
- 金額 1600 日元（鑑札）
340 日元（狂犬疫苗注射票）

◆饲养狗的方法 ～不要给旁人带来不便～

- 不要放养
- 由可以驯服狗的人，牵着系狗绳散步。
- 狗粪一定要带回家处理。
- 结合狗的种类，习性来喂养，调教。

●猫

◆饲养猫的人

在室内饲养。（如户外放养的话，也有可能会引起宠物生病，受伤等）

◆给无人看管的野猫喂食

～如果只是光给猫喂食，野猫会持续增多，四周随地大小便，给街坊邻居带来烦恼和不便～

- 不要随意放置猫食，马上收拾干净。（规定进餐时间和场所，仅供一次能吃完的分量和水）
- 设置卫生间。（训练其在规定的场所大小便）
- 请对其采取阉割，避孕措施。（在富士市，对野猫进行阉割，避孕手术政府有补贴。事前请与富士市环境总务课联系）
- 开展活动时，尽量能得到大家的理解。（向街坊邻居传达处理粪便和开展上述活动的情况，以便得到大家的理解）

◆狂犬病予防注射

（毎年1回の接種）

- 場所：市内の動物病院
- 持ち物：愛犬手帳（犬の登録時に配布）
- 金額：3,700 円
（注射代 3,150 円
狂犬病注射済票交付手数料
550 円）
- 注射とともに交付された「狂犬病注射済票」は、犬に装着すること。

◆「鑑札」、「狂犬病注射済票」の再交付

- 場所：富士市役所 10 階
環境総務課窓口
- 金額：
1,600 円（鑑札）
340 円（狂犬病注射票）

◆犬の飼い方

～他人に迷惑をかけないために～

- 放し飼いをしないこと。
- 犬をコントロールできる人が、リードにつないで散歩すること。
- フンは持ち帰って処分すること。
- 犬の種類、習性に合わせた飼い方、しつけをすること。

●猫

◆猫を飼っている人

室内で飼いましょう。（外に出すことで、病気、怪我の原因にもなります。）

◆飼い主のいない猫へエサをやっている人

～エサをあげるだけだと、猫が増え続け、フンやおしっこで周囲を汚し、近所に迷惑がかかります～

- 置きエサをせず、すぐ片付けること。（場所と時間を決め、一度に食べきれる量のエサと水とする。）
- トイレを設置してください。（決めた場所に、トイレを用意して、フンやおし

つこを他でしない努力をする。)

- ・去勢・避妊手術をさせてください。(富士市では、飼い主のいない猫の去勢・避妊手術に対する補助金があります。事前に富士市役所環境総務課までお問い合わせください)
- ・活動が近所の人に理解されるように、努めてください。(フンの処理や上記の活動をしている状況を伝えて、近所の理解を得ましょう。)

●宠物全体

- ・ 飼養の主人负责清理大小便。
- ・ 从头到尾一直饲养。
- ・ 给其佩带掉牌，以免走失。
- ・ 宠物走失时，请联系下记 3 个部门：
富士市市役所（市政府） 环境总务课
电话：0545-55-2768
富士保健所 卫生药务课
电话：0545-65-2154
富士警察署 会计课
总机电话：0545-51-0110

●给宠物做好防灾准备

避难时的必要品：背包，装宠物用的工具等。

避难时的生活用品：装宠物用的工具，宠物食品和水（最少要准备 5 天的分量），用餐时的盘子，排泄用品。（疗法食品，药品）

●因各种原因而不能饲养时，请为它寻找新的主人。

在市政府大楼的 1 楼北面设有(ポッチとニャンチの愛の伝言板) 信息交换留言板。在留言板处放有专用纸，填写好必要事项(联系人，出让动物的特征，出生日期等)，贴好出让动物的照片。张贴好在留言板上。张贴期限为 1 个月。个人之间自行联系。

●ペット全般

- ・ フンやおしっこは、飼い主が片付けてください。
- ・ 飼い始めたら、最後まで飼いましょう。
- ・ 迷子札やマイクロチップをつけましょう。
- ・ ペットがいなくなった場合、下記の 3 箇所に連絡してください。
富士市役所 環境総務課
電話 0545-55-2768
富士保健所 衛生薬務課
電話 0545-65-2154
富士警察署 会計課
代表電話 0545-51-0110

●ペットの防災対策をしましょう。

避難に必要な物：キャリーバッグやクレート（ケージ）など

避難生活に必要な物：クレート（ケージ）、エサと水（最低 5 日分）、食器、トイレ用品、(療法食、薬)

●事情により、飼えなくなった時は、新しい飼い主を探してください。情報交換の 1 つとして、市庁舎 1 階北側に設置してある「ポッチとニャンチの愛の伝言板」があります。伝言板に添え付けてある専用の用紙に、必要事項（連絡先、ゆずりたい動物の特徴、生年月日など）を記

规章条例

在富士市规定了：禁止随地乱仍垃圾，禁止将宠物粪便放置不管，遵守吸烟礼节。

●禁止乱仍垃圾

禁止在公共场所，个人私有地扔垃圾。烟头，空罐头丢进垃圾桶，或带回家处理。

●禁止宠物粪便放置不管的行为

禁止在公共场合，个人私有地将宠物粪便放置不管。散步时排泄物请带回家处理。

●文明吸烟

在公共场合下吸烟时，请注意以下三点：

- (1) 不要对他人的身体，衣物，携带物造成影响。
- (2) 不要边走边吸烟，不要边骑自行车边吸烟。
- (3) 在设有烟灰缸处吸烟，或使用携带式烟灰缸。

●对不遵守规定者

对于违反禁止乱扔垃圾，宠物粪便不处理者，将公布违反者姓名、住址等。

■询问

富士市市役所（市政府）环境总务课
环境政策担当（10 楼南侧）
电话：0545-55-2902

入し、ゆずりたい動物の写真を貼って、ご自分で掲示してください。掲示される期間は1ヶ月です。譲ってほしい方と直接のやり取りになります。

マナー条例

富士市には、ごみのポイ捨て禁止や、犬・猫のふん放置の禁止、喫煙時のマナーを定めた条例があります。

●ごみのポイ捨て禁止

公共の場所や、他人の土地にごみを捨てるのは禁止です。たばこの吸い殻や空き缶などは、ゴミ箱へ捨てるか、持ち帰って処理しましょう。

●犬・猫のふん放置の禁止

公共の場所や、他人の土地に、飼い犬や飼い猫等のふんを放置することは禁止です。散歩中などのふんは、持ち帰って処理しましょう。

●喫煙時のマナー

公共の場所で喫煙をする際には、次の3つのことに気を付けましょう。

- (1) 他人の身体や持ち物、衣類等に影響又は被害を与えない。
- (2) 歩行中又は自転車乗車中には喫煙しない。
- (3) 灰皿等がある場所で喫煙するか、携帯用灰皿を使用する。

●違反者への対応

ごみのポイ捨て禁止、犬・猫のふん放置の禁止に違反した人については、氏名・住所等を公表する場合があります。

■問い合わせ

富士市役所環境総務課
環境政策担当(10 階南侧)
電話 0545-55-2902



税金

税金是指由国家或都道府县市提供给市民生活中所必需的服务由此而产生的经费要大家来分担的费用。

日本，有国税与地方税（市区町村税、都道府县税）两种。

国税

代表性的国税有所得税以及消费税

●所得税以及复兴特别所得税

所得税是对每年1月1日至12月31日的全年收入征收的税金。此税分为两种，一种是经商者等人由自己计算税额而缴纳的“申告所得税”，另一种是像公司职员等工薪阶层，从工资中扣除征收的“源泉所得税”。

复兴特别所得税，是为确保东日本大震灾复兴时所需要的财源，于2013年到2037年为止与所得税合算缴纳的税金。原则上，针对其年份的所有所得，所得税额（基准所得税额）的2.1%税率计算。和所得税合并申报缴纳。

- 确定申告：

向税务署申报全年（1月1日至12月31日）的收入与对此收入的所得税额称“确定申告”。这是一个为交税而办理的手续，但是也可以通过这个手续，申请退还超交的金额。

- 年末调整：

对公司职员等工薪阶层的征税是每月发工资时按工资额提前扣除源泉所得税。到年底发12月份的工资时，计算全年的总收入与应该缴纳的所得税金额，然后计算核对一年中已缴纳的税额是否有不足或超出，称为年末调整。如在公司已办理了年末调整，在没有其他收入，没有医疗费扣除的情况下，则没必要再由本人申报确定申告。

税金

税金とは、市民の皆さんが生活する中で必要となるようなサービスを、国や都道府県、市区町村が提供するための経費として、皆さんに分担していただくお金のことです。

日本には、国税と地方税（市区町村税、都道府県税）の2種類があります。

国税

国税の代表的なものに所得税と消費税があります。

●所得税及び復興特別所得税

所得税は、毎年、1月1日から12月31日までの1年間に得た所得にかかる税金です。

これは商売をしている人など自分で税金を計算して納める申告所得税と、サラリーマンのように毎月の給料などから天引きで徴収される源泉所得税があります。

復興特別所得税は、東日本大震災からの復興に必要な財源の確保のために、2013年から2037年まで所得税と合わせて納める税金です。これは、原則として、その年分のすべての所得に対する所得税額（基準所得税額）に2.1%の税率をかけて計算され、所得税と併せて申告・納付します。

- 確定申告

1年間（1月1日から12月31日まで）の所得と、それに対する所得税の金額を税務署に申告することです。

所得税を納めるための手続きですが、同時に納めすぎている税金を返してもらう手続きでもあります。

- 年末調整

サラリーマンなどのような給

与所得者は、給与の金額に応じ
てあらかじめ毎月源泉所得税
が給与から差し引かれます。

12月に給与が支払われる時、
1年分の正規の所得税の額を計
算し、既に支払っている源泉所
得税の合計額と比べ、過不足を
精算するものです。

会社などで年末調整を受け
た場合は、他に所得がなく、医
療費控除などがなければ本人
が確定申告する必要はありません。

●消費税及地方消費税

消費税是在购物等进行任何的消费活动时要交纳的一种税。税率
为 10%。

■询问：

富士税务署 富士市本市场 297-1
电话 0545-61-2460

地方税

代表性的地方税是住民税 汽车税以及轻汽车税

●住民税

住民税是根据自己上一年的收入，向到 1 月 1 日为止居住的市
区町村交纳的税金。

纳税者有义务在例年 2 月 16 日至 3 月 15 日之间向市役所申
报上一年的总收入。

没必要申报的人

- ① 前一年中没有收入的人
※ 即使没有收入，在办理所得证明书等的发给、国民健
康保险税的计算、儿童补助金
发给以及公营住宅的迁入等手续时也需要申报。
- ② 前一年的收入里：只有工资，由工作单位做年末调整，并向
市政府提出工资报告书的人；或只有公共退休金向市政府提
交了公共退休金报告书的人。
※但是，追加了医疗费扣除额等，有必要申报。
- ③ 已办理了所得税确定申告的人。

■询问：

富士市役所 市民税课 市民税第一担当（3 楼南侧）
电话 0545-55-2734

●消費税及び地方消費税

消費税は、買い物など、基本
的にあらゆる消費にかかりま
す。税率は 10%です。

■問い合わせ

富士税務署
富士市本市場 297-1
電話 0545-61-2460

地方税

地方税の代表的なものに住
民税・自動車税と軽自動車税が
あります。

●住民税

住民税は、1 月 1 日現在住ん
でいる市区町村で前年中の所
得に対して課せられる税金で
す。

納税義務者は、例年、2 月 16
日から 3 月 15 日までの間に前
年中の所得について市役所に
申告を行わなければなりません。

次の人は申告の必要がありま
せん

- ①前年中に収入がなかった人
（※1）
- ②前年中の収入が給与所得又
は公的年金等のみの所得で、
勤務先で年末調整された給
与支払報告書又は公的年金
等支払報告書が市役所に提
出されている人（※2）
- ③所得税の確定申告をした人

※1 前年中に収入がなかった人であっても、所得証明書等の交付、国民健康保険税の算定、児童手当等の給付、公営住宅の入居などの手続きのために申告が必要な場合があります。

※2 年末調整が行われていない場合や医療費控除等の控除を追加する場合は確定申告又は住民税の申告が必要です。

■問い合わせ

富士市役所 市民税課
市民税第一担当（3 階南側）
電話 0545-55-2734

●汽车税（排气量超过 660cc 的四轮汽车）

- 汽车税向截至 4 月 1 日当日拥有汽车的人征收。
- 税额按汽车排气量等决定。
- 5 月上旬收到由县财务事务所寄来的纳税通知书后，请按期限，在 5 月底（月底为星期六/日或节假日时，到下一个工作日）为止，银行或便利店等交纳。

■询问：

富士财务事务所课税课第 1 班
富士市本市场 441-1
电话 0545-65-2118

●自動車税（排气量 660cc を超える 4 輪自動車）

- 自動車税は、4 月 1 日の時点で自動車を持っている人にかかる税金です。
- 支払う金額は、車の排气量等によって決まっています。
- 県財務事務所から、納税通知書が 5 月上旬頃届きますので、5 月末日（末日が土曜・日曜・祝休日の場合は次の平日）までに銀行やコンビニエンスストアなどで納めてください。

■問い合わせ

富士財務事務所
課税課課税第 1 班
富士市本市場 441-1
電話 0545-65-2118

●轻量汽车税（摩托车以及排气量 660cc 以下的四轮汽车等）

- 所谓 轻型汽车税，是指 4 月 1 日 现在，凡拥有 轻型汽车，50CC 以下的小型摩托车·小型特殊汽车（农耕用牵引车，叉车），（大型·中型摩托车）者必需缴纳的税金。
根据排气量的大小，车种确定税金金额。
- 市役所会在 5 月的中旬把缴税通知书邮寄给各个家庭，请在 5 月底（月底为星期六，星期天，休假日时请在隔日）以前在银行或者便利店缴纳税金。

■询问：

富士市役所市民税课 市民税第二担当（3 楼南侧）
电话 0545-55-2735

●軽自動車税（バイクと排气量 660cc 以下の軽自動車）

- 軽自動車税は、4 月 1 日の時点で、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車（農耕用トラクター、フォークリフト等）、大型・中型バイクなどを持っている人にかかる税金です。支払う金額は、排气量や、車種によって決まっています。
- 市役所から、納税通知書が 5

月中旬頃届きますので、5月末日（末日が土曜・日曜・祝休日の場合は次の平日）までに銀行やコンビニエンスストアなどで納めてください。

■問い合わせ

富士市役所 市民税課
市民税第二担当（3階南側）
電話 0545-55-2735

●地方税の缴纳地点

地方税，请携带缴纳书，到以下地点缴纳。
此外，缴纳书遗失・损坏时，请与收纳课联系。

1. 金融机构

在市政府指定的金融机关的总店，分店以及办事处可以缴纳。

2. 缴纳书中记载的各便利店

可在便利店缴纳的有，市县民税、森林环境税（普通征收）、固定资产税・都市计划税、小型汽车税，国民健康保险税。

请将印有条形码的缴纳书拿到便利店，将所需的缴纳书交给收银员，以现金支付。

只要是在便利店的营业时间内，星期六星期日和夜间也能缴纳。

（未印刷条形码的、已过了便利店利用期限的、金额更正过的不能使用）

3. 富士市役所

指定金融机构办事处（市役所2楼）

4. 智能手机 App

如果是印有二维码的缴纳书，可以使用智能手机 App（PayPay 等），随时随地缴纳：市县民税、森林环境税（普通征收），固定资产税/城市计划税、轻型汽车税、国民健康保险税。

●地方税の納付場所

地方税は納付書をお持ちの上、次の場所で納付してください。

また、納付書を紛失・破損された場合は収納課までご連絡ください。

1. 金融機関

市役所の指定した金融機関の本店・支店及び出張所で納付ができます。

2. 納付書に記載の各コンビニエンスストアで納めること

ができるのは、市县民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税です。

バーコードが印刷された納付書をコンビニエンスストアにお持ちいただき、レジにて現金で納付してください。

コンビニエンスストアの営業時間内であれば、土日や夜間も納付できます。

（バーコードが印刷されていないもの、コンビニ利用期限の過ぎたもの、金額を訂正したものは使用できません）

3. 富士市役所

指定金融機関派出所
（市役所2階）

4. スマートフォンアプリ（PayPay 等）

eL-QR が印刷された納付書であればスマートフォンアプリ（PayPay 等）を利用して、市县民税・森林環境税（普通徴

収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税がいつでもどこでも納付できます。

5. 信用卡

使用信用卡缴纳时，通过扫描专用缴纳网站上的缴纳书二维码，就可用智能手机缴纳市/县民税（普通征收）、固定资产/都市计划税、轻自动车税（类别划分）和国民健康保险费。但是，使用信用卡缴纳时，需要根据缴纳金额另行支付手续费。

5. クレジットカード

クレジットカード納付については、専用の納付サイトから納付書のeL-QRを読み取ることで、市・県民税（普通徴収）、固定資産・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税をスマートフォンから納付できるようになります。ただし、クレジットカード納付については、納付金額に応じて手数料が別途必要となります。

● 帐号间转帐（自动缴纳）

帐号间转帐（自动缴纳）是指，金融机构代替你，从指定的帐号自动转帐缴纳税金。由于此服务会按时缴纳，很令人放心，推荐工作和家务忙的各位利用。

● 口座振替（自動払込）

口座振替（自動払込）とは、金融機関があなたに代わって、指定の口座から自動的に振り替えて税金を納付するものです。納め忘れもなく安心ですので、仕事や家事に忙しい皆様にお勧めします。

● 纳税咨询

纳税人因生病或事业萧条等，难以缴纳市税时，请尽早前来咨询。

● 納税相談

納税者が病気や事業不振などにより、市税を納めることが困難になったときは、お早めにご相談ください。

■ 查询

富士市役所 財政部収納課 収税担当（市役所3楼南侧） 电话 0545-55-2730、2771

■ 問い合わせ

富士市役所 財政部収納課 収税担当（市役所3階南侧） 電話 0545-55-2730、2771



紧急时（消防・急救）

消防

●如发生了火灾，发现后，打 119

为了保护全体市民的生命和财产免受火灾的灾难，市里设有消防本部，消防署，消防团等。

●从平时就要注意

- 睡觉前、外出前一定要检查火源
- 不要在睡觉时吸烟
- 把打火机与火柴放到孩子看不见的地方
- 炉子与煤气灶要远离易燃物，要正确使用。

●如果发生了火灾

- 马上拨打 119！
- 即使不会说日语，也可以通报。在换成口译接话员前，请勿挂断电话。
- 大声与家里人和邻居联系
- 在火势尚小的时候，镇静地用灭火器灭火
- 如灭不了火，尽快逃离火灾现场

●火灾报警时不要慌张，清晰明了地说明

在紧急的时候，谁都会慌张。请一定稳住气，慢慢地说。

“发生火灾了。房子（小屋、草、树林）着火了。地点是〇〇町〇〇番地的〇〇家，在〇〇的旁边，（方位）。（显眼的大型建筑物等）。”

消防・救急

消防

●火事が起きたら 知ったら 119 番

市民の皆さんの命と財産を火災などの災害から守るため、市には消防本部と消防署、消防団があります。

●ふだんから気をつけよう

- 寝る前、外出する時は必ず火の元を確かめて
- 寝たばこはしない
- ライターやマッチは子どもの目に触れないところへ
- ストーブやコンロなどは、燃えやすいものから十分に離して、正しい取扱いをする

●もし火事になったら

- すぐに 119 番通報をする
- 日本語が話せなくても通報できます。通訳のオペレーターと代わるまで、電話を切らないで待ってください。
- 大きな声で家族や近所の人たちに知らせる
- 火が小さいときは、落ちついて消火器などで消火する
- 消火できないときは、早く逃げる

●火事の通報はあわてず、はっきりと

緊急のときは誰でも気が動転するものです。落ちついてゆっくりと話して下さい。

「火事です。家（物置、草、森）が燃えています。場所は〇〇町〇〇番地の〇〇宅、目標は〇〇（大きな建物など）の〇〇側（方位）です。」

家用火灾警报器

当发生火灾时,通常由眼睛察看到烟雾、鼻子闻到焦味、耳朵听到燃烧的声音等・・・大多是通过感觉器官察觉到火灾的发生。但是,如果在睡眠时、或在隔开的房间里聚精会神的工作时,那么就会延误察觉火灾的发生。

这时,家里的“家用火灾警报器”会立刻感应到火灾的发生并发出警报声通知您。

家用火灾警报器是能够感应到火灾发生时的烟雾及热度并用声音或音声等发出警报声通知的器具。另外,能通过无线与设置在其他房间的警报器相互连动发出警报,还有用于视力残疾者使用的振动式及听力残疾者使用的光线式功能的警报器。

家用火灾警报器除了保护您自身的安全以外,还能保护您家人的宝贵生命及珍贵财产。另外,早期察觉火灾发生时,能让您提前进行早期灭火及通报并能防止火势蔓延到近邻而减轻被害。因此在消防法规定所有住宅的卧室,楼梯等(卧室在一楼以外的情况下)都要设置家用“火灾警报器”。

【在哪里购买家用火灾警报器】

可在防灾设备商店及电器商店、日常生活用品商店、家电用品廉价商店等购买。

有下面标记的火灾警报器是适合国家法令规定的商品。富士市推荐您使用有此标记的家用火灾警报器。

符合国家规格的住宅用火災警报器贴有如下记检定合格的表识。

住宅用火災警報器

火災が発生したときは、目で煙や炎をみたり、鼻で焦げ臭いにおいを感じたり、耳でバチバチという音を感じたり・・・と五感によって気づくことがほとんどだと思います。しかし、それだけでは、就寝中や仕切られた部屋などで物事に集中している時などには、火災に気づくのが遅れてしまいます。

そこで、家庭内での火災の発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、『住宅用火災警報器』です。

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声などにより警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。また、無線でほかの部屋に設置した警報器と連動して警報を発するものや、目や耳の不自由な方に光や振動で知らせるタイプのものもあります。

住宅用火災警報器は、あなた自身はもちろん、大切な家族の命や財産を火災から守ります。また、火災を早期に発見することで、初期消火や通報などの行動が早まり、近隣への延焼による被害も軽減できます。

そのため消防法では、すべての住宅の寝室や階段(寝室が1階以外にある場合)に住宅用火災警報器を設置しなければなりません。

【住宅用火災警報器はどこで購入するのか】

防災設備取扱店や電気器具販売店、ホームセンター、家電量販店などで購入できます。

国が定める規格に合格した住宅用火災警報器には、下記の検定合格の表示が付されています。



【在哪里设置家用火灾警报器】

原则上必须要设置在卧室和有卧室楼层的楼梯的天花板处(1楼楼梯除外)

另外,根据住房的楼层数,也有必要在其他地方(楼梯)设置的情况。

同一层内有5间以上4张半左右的榻榻米宽的房间时,也可设置在走廊等场所。

※除了以上场所,还要尽量将家用火灾警报器设置在厨房等容易引起火灾的场所。设置在厨房时,为了防止误报,设置热度感应功能的火灾警报器更有效。

家用火灾警报器安装简单,无需进行任何配线,只需螺丝刀和电池就能正常运作。

【家用火灾警报器设置后】

家用火灾警报器是保护生命财产的重要器具。为了能在“关键时刻”发挥作用,平日里要进行维修及检查。

●发出警报声之后

发生火灾时要大声呼喊通知周围居民并向119通报。如果可能的话进行灭火处理。

如果不是火灾时,请按警报声停止按钮,如果是拉线式警报器时请拉拉线。当警报器感应到厨房的烟雾、热气、杀虫剂等发出警报声时,请进行换气处理。

●检修方法

1. 每月做一次检修,确认是否正常。
2. 清扫方法
如感应器附着灰尘,将难于感应到火灾。用干毛布擦拭干净。
3. 更换电池
电池快要用完时,会通过声音提示,或发出 pi,,pi,,短促,有一定间隔的声音。听到声音提示,请更换新电池。物体本身使用寿命大约是10年,设置后10年作为更换新机器的基准。

【住宅用火災警報器はどこに設置するのか】

住宅用火災警報器は、基本的に寝室と寝室がある階の階段上部(1階の階段は除く。)などに設置することが必要です。また、住宅の階数等によっては、その他の箇所(階段)にも必要になる場合があります。

【住宅用火災警報器を設置した後は】

住宅用火災警報器は、命を守る大切な機器です。「いざ」というときにしっかり作動するように、日頃から手入れや点検をしましょう。

●警報が鳴ったとき

火災の場合は大声で周りに知らせ、119番通報しましょう。可能なら消火を行ってください。

火災ではないときは、警報音停止ボタンを押すか、ひもが付いているタイプのものはひもを引いてください。調理の煙や、湯気、殺虫剤などを感知して警報が鳴った場合は、換気をしてください。

●点検の方法

- 1 正常に作動するか、月に1回は確認しましょう。
- 2 お手入れの方法
感知器にホコリが付くと火災を感知しにくくなります。汚れは乾いた布でふき取りましょう
- 3 交換の時期

電池切れの際は、音声で知らせてくれるものや、ピッ、ピッ・・・と短い音が一定の間隔で鳴る物があります。新しい電池に交換して使用してください。また、本体の寿命は、約10年です。設置後10年を目安に新しい機器に交換してください。

【请注意恶性销售】

利用家用火灾警报器的义务化而乘机到各家进行访问销售并索取高额价款的恶性销售有所发生。

消防局不会委托他人或直接进行销售。如感到有可疑之处,请立刻与消防局进行联系。如遭到受害,请立刻与“生活消费中心:0545-55-2756”进行咨询。

■咨询处

富士市政府 预防课 预防负责 (消防防灾厅2楼)
电话:0545-55-2859

【悪質な訪問販売に注意してください】

住宅用火災警報器の義務化に便乗して、ご家庭へ訪問し販売や取り付けを行い、高額な代金を請求する悪質販売が発生しています。

消防署が特定の業者に販売を依頼したり、直接販売することはありません。あやしいと思ったら、その場で消防署へ連絡してください。もし被害にあったと思ったらすぐに「消費生活センター:0545-55-2756」へご相談ください。

■問い合わせ

富士市役所 予防課
予防担当
(消防防災庁舎2階)
電話 0545-55-2859

急救

●呼叫救护车

- ・受伤或疾病时需要救护车时,请拨打119
- ・不能说日语也可以拨打电话。会切换到链接翻译,请保持通话状态,安静等候
- ・电话接听人员会问到:场所(地址),姓名,标地物,病情或事故等相关情况,一定要冷静清楚地回答。
- ・在确保安全的情况下,请向救急车示意所在位置。
- ・根据需要急救人员的状态,接听电话的工作人员会口头指导,请按指导对伤病员进行相应的措施。

救急

●救急車を呼ぶ

- ・ケガや病気で救急車が必要なときは、119番に通報してください。
- ・日本語が話せなくても通報できます。通訳のオペレーターと代わるまで、電話を切らないでってください。
- ・場所(住所)、名前、目標物、病気や事故等の状況を119番受付員が聞きますので、落ちついてゆっくりと答えてください。
- ・安全が確保できる状況で余裕がある場合は、救急車に合図をしてください。
- ・救急車を必要とする人の容態

によっては、119番受付員
が応急手当の口頭指導をす
ることがありますので、その
指示に従ってください。